

惣領番入制度と五番方

——吉宗期の事例を中心に——

横山輝樹

はじめに

本論は江戸幕府八代將軍徳川吉宗（在職一七一六～一七四五）によって創始された惣領番入制度^①について、これを五番方との関わり^②に於いて分析するものである。

五番方とは幕府の軍職である書院番・小性組・大番・新番・小十人組を総称したものであり、將軍御目見^③が許された旗本で構成されている。平時にあつては江戸城中・重要拠点の警備や將軍の身辺警護などが主な任務であり、幕府常備軍の中核であつた。司法・行政職の役方に対して武士本来の職分である軍事を引き受ける名譽の武官である。

惣領番入制度とは、旗本惣領（旗本の跡取り、部屋住）が家督相続前に（惣領が家を継ぐ前に）五番方の番士^④（平士）として召し出さ

れる（番入する）という制度である^⑤。旗本惣領の中でも、特に五番方の番士の惣領が主な対象であつたが、惣領が同制度による番入を目指す場合には武芸吟味を経る必要があつた。前論文「惣領番入制度、その成立と意義——吉宗期の武芸奨励と関連して——」^⑥に於いて、筆者は吉宗による幕臣への武芸奨励を考える上で惣領番入制度の分析が不可欠であるとし、同制度の成立と展開を論じ、以下の如き結論を得た。

第一に、同制度を通じた番入は、家督相続まで無役でいることに比して有利であつた。

第二に、惣領番入がその様な恩恵を持つ一方で、そこには武芸吟味という実を伴った選抜方法が存在した。特に五番方番士の惣領に対しては必ず武芸吟味が課された。

第三に、武芸が、武士、特に五番方の番士たらしめる者の身に

つけておくべき素養として明確に（制度的に）位置づけられた事。

これらの点から、惣領番入制度とは武芸奨励に制度的な実をもたらすものであり、その様な制度を創始した点にこそ吉宗の武芸奨励の画期性があるとした。⁵⁾

しかし、第一の点については分析が不十分であると言わざるを得ない。前稿では同制度を通じて番入を果たした惣領を中心に分析を進めたが、同制度によらない番入、即ち家督相続を経て番入を果たした者との様な差異が見出せるのか、この点を論じ切るには至らなかった。番入出来ないままで家督相続を迎えるということがどれほどの不利をもたらすのか。更には昇進との関係はどうであるのか。これらは惣領番入制度の意義を明らかにする上で不可欠の論点であり、具体的な事例を取り上げた上で分析が必要と考える。

この様な問題関心の下、本論では、惣領番入制度の概要を整理した上で（Ⅰ）、五番方からそれぞれ一組を抽出し、その組に属する番士の惣領を対象に同制度の恩恵を考察する（Ⅱ）。更に書院番番士・小性組番士から書院番組頭・小性組組頭への昇進事例から同制度と昇進との関係を論じる（Ⅲ）。以上の分析を通じて、同制度が五番方の番士、及びその惣領にとってどの様な恩恵を有していたのかを明らかにする所存である。

I 惣領番入の概観

1 総番入制度の停止

享保九年（一七二四）に惣領番入制度が創始される以前、幕府には総番入と呼ばれる制度があった。これは当主（父）が五番方の番士、或いは役方に就いている旗本家の子弟（惣領に限らない）を主として五番方の番士として召し抱えるという制度である。同制度については既に進士慶幹氏や橋本昭彦氏による言及があるが、⁶⁾精緻な分析としては横山則孝氏の研究が挙げられる。横山氏は正徳元年（一七一）段階で大番に属した七二名、同じく小十人組に属した一七七名の前歴を分析する中で、総番入制度について、旗本家の収入増加——当主の家禄に加えて番入した惣領への役料が加わる——という経済的な救済策と位置づけている。⁷⁾本論で取り上げる惣領番入制度にあってもその様な性格は受け継がれており（Ⅱ参照）、惣領の内に番入することは収入面で大きな恩恵をもたらすといえる。しかし総番入制度は、他ならぬこの恩恵のために、吉宗の將軍就任以前に停止されている。それは、人件費の増大が原因であった。

寛保四年（一七四四）に幕臣春日行清によって著された『仕官格義弁』という書物がある。⁸⁾同書は幕府職制の手引き書であるが、総番入制度の停止については次の様に説明している。

天和ノ已後ハ御人多ニ成候ニ付、惣領番入モ段々遠ク罷成、元禄四年十二月四日御役人物領斗被 召出、宝永六丑年四月六日惣領番入以後ハ惣領番入ト申テハ無之候

(中略)

昔々寛文ノ始迄ハ、惣領ハ勿論次男・三男・末子迄モ被 召出

御番入被 仰付候儀共候得共、惣領ハ後々父ノ家督ニ成候得

共、末子之分ハ一度被下候御切米ヲ以永々別家ニ成候事故、

段々御人多ニ罷成候処、神田 御殿、桜田 御殿ハ被召遣候衆

大勢ニ而有之間、口今ハ弥御人多ニ成候由承候^⑨

総番入制度にあつては、後の惣領番入制度が旗本の惣領のみを対象としているのに対し、「次男・三男・末子迄」その対象としている。同じく部屋住からの番入とはいえ、いずれは当主の後を継ぐ惣領と違い、次男以下の場合、分家として独立することになる。また、徳川綱吉(在職一六八〇～一七〇九)、徳川家宣(在職一七〇九～一七二二)が將軍の後嗣となるにあたって、それぞれの家臣団が幕臣として召し抱えられ、幕臣の総数自体が大幅に増加した(神田御殿、桜田 御殿ハ被召遣候衆大勢ニ而有之、神田御殿、桜田御殿とは綱吉・家宣が將軍後嗣として江戸城に入る以前に住んでいた屋敷である)。更に、『仕官格義弁』では論じられていないものの、総番入制度の規模の問題もある。例えば元禄四年(一六九二)十二月二日に

およそ百五十名、同六年十二月九日におよそ三百五十名、宝永六年(一七〇九)四月六日に至つてはおよそ七百三十名の惣領が総番入制度の下で番入している^⑩。いずれの人員費も幕府財政の大きな負担となる。総番入制度はこうして停止に至つたのである。

2 惣領番入制度の創設、展開

総番入制度停止後、吉宗の將軍就任を経て、惣領番入制度が創設された。享保九年(一七二四)四月十五日、若年寄石川総茂・大久保常春によって関係部署に出された書付を見てみよう。

まずは大目付以下で、布衣格(布衣格の役職に就いた者は儀式に際して布衣——無紋の布狩衣を着する資格を有し、旗本の中では中堅格に位置することになる)の役人に対する書付。この場合、町奉行・勘定奉行といった諸大夫役(諸大夫格の役職に就いた者は朝廷官位としては従五位以上に位置し、格の上では大名に匹敵する上級旗本である)の者も含まれている。

唯今御人多之時節ニ候得共、大目付已下布衣之御役人之惣領、行跡宜敷、諸芸嗜候者、六・七人茂可被召出候、右之通被仰出候上、御役人之子共常々行跡宜敷、諸芸も可嗜事ニ候^⑪

次に、両番(書院番・小性組)を率いる番頭に対する書付。

只今御人多之時候得共、兩御番惣領之内、行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者、老組より老人ツ、成とも可被召出との御事ニ候

書上之案文 父之名

誰

何歳

一、取廻能相見候

一、行跡等不宜沙汰無御座候、勝而孝心候敷、又者勝而実体ニも候ハ、其品書出可申候

一、武芸常々心懸相勤申精出し別而心懸候ハ、何之芸、

誰弟子ニ而能仕候との義可書出候、弓馬見分有之分ハ其

品書出可申候

一、学問心懸申候由、精出候者右同断¹³

当主が役職に就いている旗本家の惣領の中から、日頃の行状・人柄、武芸出精、学問出精の者を番入させるといふものである。役職に就いている旗本の子弟であればほぼ無条件で番入が叶う総番入制度との差異は明らかであろう。

ただし、学問出精を理由として番入を果たした惣領は管見の限り見当たらず¹⁴、それは寛政年間の「学問吟味」、「部屋住学問試」の創設まで待たねばならない¹⁵。そもそも学問に言及しているのは「書上

之案文」内のみであって、本文に於いては「行跡宜敷、諸芸候者」、「行跡宜敷、其上諸芸精出し心懸候者」という文章になっている（諸芸とは武芸を意味する）。日頃の行状や人柄などは優劣をつけにくいものであろう（この理由で番入した惣領も見当たらない）。恐らくは不行跡をした惣領や素行不良の惣領を除くという程の意味と思われる。よって、武芸への取り組み方が実質的には唯一の番入基準となる。

それでは、「諸芸精出」の惣領をどの様に判断するのであろうか。この点については『柳営日次記』同日の条に

一、松平能登守・大久保佐渡守宅にをひて御吟味、弓馬并鍔鈿

術見分、兩御番頭之宅ニ而見分有之¹⁶

とあり、『仕官格義弁』には

役人物領ハ若年寄宅ニ而武芸御吟味ノ上新規被 召出、御切米並之通、其年分不残被下候、御番衆惣領ハ番頭宅ニテ同断¹⁷

とある通り、諸大夫役・布衣役の惣領（諸大夫役・布衣役の当主の惣領の意、以下同）は若年寄松平乗賢・大久保常春宅にて、書院番・小性組番士の惣領はそれぞれの番頭宅にて武芸吟味が実施され、

表1 享保9年(1724)の惣領番入【総勢31名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(16)	武芸吟味(16)	勘定奉行	1
		新番頭	1
		目付	2
		先手鉄炮頭	1
		二丸留守居	1
		書院番番士	10
書院番(15)	武芸吟味(15)	町奉行	1
		新番頭	1
		目付	1
		二丸留守居	1
		勘定吟味役	1
		小性組番士	10

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。
同年12月12日に番入した書院番士の惣領1名を含む(小性組に番入)。

「精出」の度合が見極められている。
同書付が出された三ヶ月後の七月二十六日、町奉行や勘定奉行、新番頭、目付などの諸大夫役・布衣役にある旗本の惣領、及び両番番士の惣領、合計三十名の惣領が両番番士として召し出された。同日の『柳営日次記』には「右被召出両御番江御番入被仰付、新規三百俵宛被下之¹⁸⁾」とあり、召し出された惣領には三百俵の役料が与えられている。
一方、この際、人件費の関係で大番や新番、小十人組の惣領は対象とされていない。前述の四月十五日、新番頭・小十人頭・納戸

表2 享保10年(1725)の惣領番入【総勢46名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(3)	武芸吟味(3)	大番組頭	3
書院番(2)	武芸吟味(2)	新番組頭	1
		膳奉行	1
大番(27)	武芸吟味(27)	月光院広敷番頭	1
		富士見宝蔵番頭	1
		新番番士	5
		西丸新番番士	3
		馬預	1
		腰物方	1
		納戸番	2
		西丸納戸	1
		大番番士	12
小十人組(14)	武芸吟味(14)	小十人組頭	3
		吹上奉行	1
		小十人組番士	10

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

頭・腰物奉行に対して出された書付に
唯今御人多之時節候得共、御番衆惣領之内、行跡宜敷、諸芸精出し心懸候者ハ一組より壱人ツ、成共可被召出との御事ニ而、今度御書院番・御小性組之御番衆惣領ハ被召出候筈ニ付、一度難大勢被召出ニ付、両御番以下之惣領者今度無其義ニ候、追而可被召出候間、此旨申間候、夫ニ付其節吟味仕候、為心得書付渡置旨、近江守殿被申渡之書付案文如前¹⁹⁾

表4 享保15年(1730)の惣領番入【総勢72名】

番入先 (人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組 (39)	武芸吟味(27)	書院番組頭	1
		徒頭	1
		船手	1
		書院番番士	16
	当主の勤務年数(12)	西丸書院番番士	8
		書院番番士	4
書院番 (25)	武芸吟味(20)	作事奉行	1
		先手鉄炮頭	1
		小性組組頭	1
		西丸徒頭	1
		西丸小十人頭	1
		二丸留守居	1
		小性組番士	14
	当主の勤務年数(5)	小性組番士	5
西丸 書院番 (8)	武芸吟味(5)	勘定奉行	1
		浦賀奉行	1
		納戸頭	1
		小性組番士	2
	当主の勤務年数(3)	小性組番士	3

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

とある通りである。

これら享保九年に番入の対象外とされた大番・新番・小十人組番士の惣領は、翌十年(一七二五)十月二十五日に大番組頭や新番組頭、膳奉行などの惣領とともに番入している(合計四十六名)。両番番士として召し抱えられた惣領と同様、新たに大番番士・小十人組番士となった惣領にも役料が与えられた。『柳営日記』の当日の記述にはどれだけの役料が与えられたのかは書かれていないが、享保十六年十一月二十五日(大番・新番・小十人組番士の惣領を対象とした二度目の惣領番入の日に当たる)の条には、大番番士となった惣領には二百俵、小十人組番士となった惣領には百俵十人扶持を与えらると書かれている。

表3 享保12年(1727)の惣領番入【総勢58名】

番入先 (人数)	番入の理由(人数)	内訳		
		当主の役職	人数	
小性組 (33)	武芸出精(1)	小納戸	1	
		鍵奉行	1	
		京都町奉行	1	
		仙洞附	2	
		奈良奉行	1	
		駿府町奉行	1	
		小普請組支配	1	
		佐渡奉行	1	
		先手弓頭	1	
		持筒頭	1	
		西丸先手弓頭	1	
		西丸先手鉄炮頭	3	
		目付	2	
		小納戸	2	
		西丸小納戸	2	
		宗尹附近習	1	
		鉄炮方	1	
		納戸頭	1	
		腰物奉行	1	
		勘定吟味役	1	
		御女中方願二 付(7)	月光院用人	1
			瑞春院用人	2
			養仙院用人	1
			竹姫用人	2
			天英院用人	1
	大目付		1	
	鍵奉行		2	
	書院番 (25)	当主の勤務年 数(25)	普請奉行	1
			小普請奉行	1
			西丸留守居	1
			佐渡奉行	1
			新番頭	1
			西丸新番頭	2
先手弓頭			3	
西丸先手鉄炮頭			4	
留守居番			1	
目付			1	
西丸裏門番頭			1	
小十人頭			2	
船手			1	
二丸留守居			1	
納戸頭			1	

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表5 享保16年(1731)の惣領番入【総勢96名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(7)	武芸吟味(7)	西丸新番組頭	1
		大番組頭	5
		中奥番	1
書院番(6)	武芸吟味(6)	新番組頭	1
		大番組頭	4
		西丸膳奉行	1
西丸書院番(1)	武芸吟味(1)	大番組頭	1
大番(65)	武芸吟味(46)	蓮淨院用人	1
		裏門切手番頭	2
		二丸広敷番頭	1
		広敷番頭	1
		西丸小納戸組頭	1
		富士見宝蔵番頭	1
		小十人組頭	1
		西丸小十人組頭	1
		金奉行	1
		新番番士	5
		西丸腰物方	1
		西丸新番番士	4
		納戸番	2
	大番番士	24	
	当主の勤務年数(19)	西丸裏門切手番頭	1
		天英院広敷番頭	1
		台所奉行	1
		新番番士	2
		西丸新番番士	1
		納戸番	1
大番番士		11	
小十人組(17)	武芸吟味(10)	小十人組番士	6
		西丸小十人組番士	4
	当主の勤務年数(7)	小十人組番士	4
		西丸小十人組番士	3

『柳営日次記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

ない。幕臣森山家の記録である『自家年譜』からは当主の勤務年数による番入を果たした惣領も事前に武芸吟味を受けていることが分かるが、そもそも当主の勤務年数によって選出されるのは基本的には各組最古参の番士の惣領だけであって、そうでない番士の惣領としては武芸吟味による選出を狙うしかなかったのである。

小括

惣領番入制度、特に五番方番士の惣領を対象とした同制度の概要はおおよその通りである。武芸吟味を勝ち抜

こうして始まった惣領番入制度は、吉宗期にあって同十二年、同十五年、同十六年、同二十年、元文四年(一七三九)、寛保二年(一七四二)に実施されている。この内、五番方番士の惣領が対象となつたのは前述の享保九年、十年に加えて同十五年、同十六年、元文四年、寛保二年であるが、その特徴は以下の二点である。

第一に、組毎の選出であるということ。例えば享保十五年の惣領番入に於いては、小性組八組、書院番八組、西丸書院番四組それぞれ

れの組から三名ずつ惣領が召し出されている(合計六十名)。時期により、また番方の種類により人数の差異はあるものの、一三名の惣領が組毎に選出されているのである²⁰⁾。

第二に、武芸吟味が選出の基本であり続けたこと。前掲の書付から武芸吟味が実質的に唯一の選考基準であると述べたが、それは享保十二年以降(番士の惣領を対象とした惣領番入の場合は享保十五年以降)、当主の勤務年数という新たな選出基準が加わった後も変わら

表7 元文4年(1739)の惣領番入【総勢44名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(20)	不明(20)	書院番番士	14
		西丸書院番番士	6
西丸小性組(4)	不明(4)	書院番番士	2
		西丸書院番番士	2
書院番(12)	不明(12)	小性組番士	6
		西丸小性組番士	6
西丸書院番(8)	不明(8)	小性組番士	6
		西丸小性組番士	2

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表8 寛保2年(1742)の惣領番入【総勢97名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(8)	武芸/当主(8)	新番組頭	2
		大番組頭	6
書院番(7)	武芸/当主(7)	大番組頭	7
西丸書院番(1)	武芸/当主(1)	新番組頭	1
大番(62)	武芸/当主(6)	納戸組頭	2
		小十人組頭	3
		西丸小十人組頭	1
	武芸吟味(36)	新番番士	6
		西丸新番番士	2
		腰物方	1
		納戸番	1
		西丸納戸番	1
		大番番士	25
		当主の勤務年数(20)	新番番士
	西丸新番番士		2
	納戸番		1
	大番番士		11
	小十人組(19)	武芸吟味(11)	小十人組番士
西丸小十人組番士			4
当主の勤務年数(8)		小十人組番士	6
		西丸小十人組番士	2

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

表6 享保20年(1735)の惣領番入【総勢51名】

番入先(人数)	番入の理由(人数)	内訳	
		当主の役職	人数
小性組(24)	不明(24)	勘定奉行	2
		作事奉行	1
		小普請奉行	2
		長崎奉行	1
		大坂町奉行	1
		禁裏附	1
		山田奉行	1
		日光奉行	1
		先手弓頭	1
		先手鉄炮頭	5
		西丸裏門番頭	1
		徒頭	2
		西丸小十人頭	1
		留守居番	1
		小納戸	1
		船手	1
小性	1		
書院番(14)	不明(14)	西丸鍵奉行	1
		駿府町奉行	1
		月光院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	3
		西丸小納戸	1
		養仙院用人	1
		利根姫用人	1
		二丸留守居	1
小性	1		
西丸書院番(13)	不明(13)	勘定奉行	1
		普請奉行	1
		京都町奉行	1
		禁裏附	1
		天英院用人	1
		宗武附用人	1
		先手弓頭	2
		先手鉄炮頭	2
		小納戸	1
		西丸小納戸	1
		西丸目付	1

『柳営日記』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

けば家督相続前に番入出来る、つまりは武芸出精に対して制度的な恩恵が創始されたということである。それでは、そうした恩恵はどれほどの意味を持っていたのか。前述の通り、収入の増加はその恩恵とするに足るものであるが、恩恵の内実はそれに留まらない。IIではその点について五番方よりそれぞれ一組を取り上げて分析し、IIIでは両番番士から両番の組頭への昇進という観点から分析する。

II 五番方番士の総領と惣領番入制度

本章では五番方それぞれより一組を抽出し、各組に属する番士の惣領の経歴に注目し、番入と惣領番入制度との関係を分析する。対象とする時期は享保十五年（一七三〇）八月十九日、五番方番士の惣領を対象とした惣領番入としては三度目の惣領番入が実施された日である。

1 書院番番士の惣領と惣領番入制度

書院番は平時には江戸城虎の間と中雀門・上埋門の警衛、諸儀式に於ける將軍の給仕、將軍外出時の警備、江戸市中の巡回、駿府在番（駿府城に駐屯、寛政二年まで）などを職務としている。時期により組数には増減があるが、本節で取り上げる享保十五年段階では江戸城本丸に八組、西丸に四組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、諸大夫、与力十騎、同心二十名）、組頭一名（若年寄支配、布衣）、

番士五十名（番頭支配、御目見以上）で構成されている。2で取り上げる小性組と合わせて両番と呼ばれ、五番方の中でも格が高かった。²⁴⁾

さて、表9は享保十五年（一七三〇）八月十九日時点で書院番朽木信濃守組に属した番士の一覽であり、これに惣領の氏名や家督相続・番入の時期などを付したものであるが、享保十五年段階では未だ生まれていない惣領や、養子として迎えられる以前の者も含まれている。また、惣領番入制度との関係を考えるのが目的であるから、番入を果たしたものの家督相続前に死去してしまった元々の惣領を備考欄に加えている。

同日は両番番士の惣領を対象とした二度目の惣領番入が実施された日であるが、この組への番入は無い。当時信濃守組には四十七名の番士が所属しており（二組毎の定員は五十名）所属番士の少ない組に振り分けられたと考えられる（例えば書院番秋元隼人正組の場合、所属番士が三十八名であるところに五名の惣領が配属されている²⁵⁾）。

同日の段階で、総番入制度を通じて番入した番士は四十七名中十名（表9の1、3、9、14、37）。特に宝永六年（一七〇九）に番入した番士が目立つ。また、享保九年、十二年に惣領番入制度を通じて番入した番士は三名である（表9の34、39、40）。この他の三十四名は家督相続を経て番入した番士である。

それでは、信濃守組の番士四十七名の惣領と惣領番入との関係は

表 9 書院番朽木信濃守組

No.	番士氏名	惣領氏名	惣領の履歴	備考
1	藤掛永則 ※天和3年に 総番入(家 督相続済)	藤掛永貞 ※宝永6年に 総番入	宝永6(1709)4/6 小性組番士(13) ※永則:書院番番士 享保18(1733)7/4 家督相続(37) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組番士(41) 宝暦9(1759)9/8 死去(63)	—
2	曲淵信興	曲淵信喜	宝暦4(1754)9/4 本家相続(19) 同5(1755)3/29 小性組番士(20)	曲淵保照 享保9(1724)7/26 小性組番 士(30) ※信興:書院番番士 元文2(1737)閏11/18 西丸小 性組番士(43) 宝暦3(1753)8/29 家督相続 前に死去(59)
3	坪内定富 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	坪内定次	元文1(1736)4/27 家督相続(38) 元文1(1736)6/3 書院番番士(〃)	—
4	松浪明教 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	松波明清	元文4(1739)5/3 家督相続(28) 同5(1740)2/晦 大番番士(29)	—
5	天野雄良 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	天野雄好 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 小性組番士(32) ※雄良:書院番番士 寛保1(1741)6/2 家督相続(43) 明和7(1770)閏6/5 務を辞す(72) 同年12/6 致仕(〃) 安永8(1779)11/20 死去(81)	—
6	弓気多昌行 (元珍) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	弓気多昌芳	延享4(1747)5/3 家督相続(27) 寛延1(1748)5/10 書院番番士(28)	—
7	遠山景信 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	遠山景義	宝暦8(1758)12/19 家督相続(26) 同9(1759)4/5 西丸書院番番士(27)	遠山景次 元文4(1739)6/29 西丸小性 組番士(25) ※景信:書院番番士 宝暦3(1753)9/8 家督相続 前に死去(39)
8	横山一孝 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	横山一貞 ※寛延3年に 惣領番入	寛延3(1750)12/20 小性組番士(23) ※一孝:書院番番士 明和2(1765)11/5 家督相続(38) 同8(1771)6/15 死去(44)	—
9	岡田由茂 ※宝永7年に 総番入(家 督相続済)	岡田由先	宝暦5(1755)10/23 家督相続(35) 宝暦6(1756)3/19 書院番番士(36)	—
10	阿倍政恒(政 信)	阿倍政以	享保16(1731)10/11 家督相続(39) 享保19(1734)11/29 西丸書院番番士(42)	—
11	小長谷友長 (友玄)	小長谷政芳 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 小性組番士(20) ※友長:書院番番士 享保16(1731)9/5 家督相続(21) 元文2(1737)閏11/22 西丸小性組番士(27) 宝暦8(1758)11/28 西丸小性組組頭(48) 同11(1761)8/3 小性組組頭(51) 同12(1762)12/15 西丸小性組組頭(52) 同13(1763)8/4 死去(53)	—

惣領番入制度と五番方

12	高木正方	高木正栄	宝暦9 (1759) 11/5 家督相続 (42) 明和5 (1768) 4/22 小普請のまま致仕 (51) 安永4 (1775) 6/5 死去 (58)	—
13	久世広氏 (忠知)	久世広厚	宝暦11 (1761) 12/4 家督相続 (29) 宝暦12 (1762) 4/19 小性組 (30)	—
14	戸田忠城 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	戸田忠則 ※寛延2年に 惣領番入	寛延2 (1749) 12/26 西丸小性組番士 (29) ※忠城:書院番組頭 宝暦5 (1755) 10/23 家督相続 (35) 同10 (1760) 4/21 死去 (40)	—
15	松浦信正	松浦信程	宝暦10 (1760) 9/26 家督相続 (25) 同11 (1761) 9/21 書院番番士 (26)	—
16	小笠原信親	小笠原信安	宝暦4 (1754) 5/3 家督相続 (32) 宝暦5 (1755) 3/29 小性組番士 (33)	—
17	土岐頼在 (頼繁)	土岐頼門 ※元文4年に 惣領番入	元文4 (1739) 6/29 小性組番士 (23) ※頼在:書院番番士 延享2 (1745) 9/10 西丸小性組番士 (29) 宝暦1 (1751) 7/12 小普請 (35) 宝暦2 (1752) 6/27 書院番番士 (36) 宝暦2 (1752) 12/26 家督相続 (36) 明和3 (1766) 9/13 死去 (50)	—
18	溝口勝文	溝口勝豊	延享1 (1744) 8/2 家督相続 (17) 寛延2 (1749) 10/16 小性組番士 (22)	—
19	花房正充	花房正甫	寛保1 (1741) 12/12 家督相続 (22) 宝暦4 (1754) 2/20 小普請のまま死去 (35)	—
20	有馬重尚	有馬尚久	寛延1 (1748) 6/8 家督相続 (32) 寛延1 (1748) 閏10/9 西丸書院番番士 (〃)	—
21	内藤種元	内藤種丈 ※享保15年に 惣領番入	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (31) ※胤元:書院番番士 元文2 (1737) 閏11/22 西丸書院番番士 (38) 宝暦3 (1753) 7/3 家督相続 (54) 同4 (1754) 3/20 死去 (55)	—
22	本多重雅	本多重隆	元文1 (1736) 12/29 家督相続 (19) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (24)	—
23	丸山友栄	丸山友生 ※宝暦13年に 惣領番入	宝暦13 (1763) 12/18 西丸小性組番士 (44) ※友栄:書院番番士 安永4 (1775) 閏12/25 家督相続 (56) 同6 (1777) 2/27 死去 (58)	—
24	後藤長記	後藤心勝 (齡長、長齡)	宝暦11 (1761) 9/3 家督相続 (19) 明和3 (1766) 6/14 書院番番士 (24)	—
25	小林正興	小林正勝	宝暦7 (1757) 12/3 家督相続 (38) 安永1 (1772) 2/22 西丸小性組番士 (53)	—
26	横田豊松	横田松興	寛延2 (1749) 5/3 家督相続 (30) 宝暦4 (1754) 3/27 小性組番士 (35)	—
27	松平忠全	松平忠郷	元文5 (1740) 11/2 家督相続 (26) 寛保2 (1742) 7/3 書院番番士 (28)	—
28	横田由松	横田松春	寛保2 (1742) 9/3 家督相続 (20) 延享1 (1744) 11/28 書院番番士 (22)	—
29	富永勝清 (勝辰、勝浄)	富永高則	延享2 (1745) 閏12/2 家督相続 (28) 延享3 (1746) 7/29 小性組番士 (29)	—
30	小出尹一	小出尹寧	宝暦9 (1759) 8/6 家督相続 (22) 同10 (1760) 3/24 西丸書院番番士 (23)	—
31	久留正至	久留弼富	延享2 (1745) 閏12/26 家督相続 (22) 同年12/22 書院番番士 (22)	—
32	真田助信	真田某	享保19 (1734) 8/3 家督相続 (-) 寛保2 (1742) 9/2 追放 (-)	—

33	伊丹忠奇 (勝忠)	伊丹勝英	寛延 2 (1749) 7/2 家督相続 (29) 寛延 3 (1750) 7/4 西丸小性組番士 (30)	—
34	須藤盛包 ※享保 9 年に惣領番入 (家督未相続)	須藤盛春	寛保 3 (1743) 閏 4/2 本家相続 (14) 寛延 3 (1750) 7/4 西丸小性組番士 (21)	—
35	間宮信盛	間宮信栄	宝暦 4 (1754) 12/27 家督相続 (24) 同 5 (1755) 5/18 西丸書院番番士 (25)	—
36	横山一久	横山一至	延享 1 (1744) 8/3 家督相続 (40) 延享 2 (1745) 5/19 西丸書院番番士 (41)	—
37	若林直道 ※元禄 6 年に総番入 (家督相続済)	若林直良	享保 19 (1734) 9/3 家督相続 (25) 元文 2 (1737) 12/4 小性組番士 (28)	—
38	岡野辰明	岡野明従	寛保 3 (1743) 12/25 家督相続 (15) 寛延 1 (1748) 9/21 小性組番士 (20)	—
39	牧野為成 ※享保 12 年に惣領番入 (家督未相続)	牧野美成	宝暦 3 (1753) 7/8 小納戸 (17) 宝暦 6 (1756) 4/4 家督相続 (18)	—
40	赤井公寛 ※享保 12 年に惣領番入 (家督未相続)	赤井忠光	宝暦 10 (1760) 5/9 家督相続 (37) 宝暦 12 (1762) 3/16 書院番番士 (39)	—
41	小笠原信用 (義清)	小笠原信甫	宝暦 10 (1760) 10/10 家督相続 (23) 同 11 (1761) 9/21 書院番番士 (24)	—
42	小幡景利 (景丸)	小幡景房	明和 5 (1768) 5/7 家督相続 (37) 同年 12/24 西丸小性組番士 (〃)	—
43	小栗信倚	小栗信霽	明和 4 (1767) 4/14 家督相続 (43) 明和 4 (1767) 8/10 西丸書院番番士 (〃)	—
44	稲葉栄通	稲葉種通	元文 1 (1736) 8/2 家督相続 (31) 元文 2 (1737) 12/4 西丸小性組番士 (32)	—
45	松平乗政	松平乗備	明和 8 (1771) 6/4 家督相続 (37) 安永 6 (1777) 10/24 西丸書院番番士 (43)	—
46	松田貞弘	松田貞東	享保 17 (1732) 11/7 家督相続 (17) 元文 2 (1737) 12/4 西丸小性組番士 (22)	—
47	能勢頼薫 (頼明)	能勢頼寛	宝暦 5 (1755) 12/27 家督相続 (23) 同 6 (1756) 3/19 書院番番士 (24)	能勢頼俵 寛延 3 (1750) 12/20 小性組番士 (22) ※頼薫: 書院番番士 宝暦 5 (1755) 1/28 家督相続前に死去 (27)

※『御番士代々記』(『御書院番一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

どうであろうか。惣領の内、既に番入を果たしているのは藤掛永貞（表9の1、総番入）と曲淵保照（表9の2、家督相続前に死去）の二名である。享保十五年に番入を果たした惣領は天野雄好（表9の5）と小長谷政芳（表9の11）、内藤種丈（表9の21）の三人である。この後、元文四年（一七三九）に遠山景次（表9の7、家督相続前に死去）と土岐頼門（表9の17）、同三年に横山一貞（表9の8）と能勢頼俣（表9の47）、宝暦十三年（一七六三）に丸山友生（表9の23）が番入している。²⁶

番入から家督相続に至る期間を計算すると、天野雄好が十一年、小長谷政芳が一年、内藤種丈が二十三年、土岐頼門が十三年、横山一貞が十五年、丸山友生が十二年となる。この期間は、Iで論じられる期間であり、家の収入が増加する期間である。しかし一方でこの期間は、家督を相続するまで番入出来なかつたとすれば、何をするとということもなく、文字通り厄介者として部屋住を続けることになつたかも知れない期間であり、番入後一年で家督を相続した小長谷政芳であればともかく、番入と家督相続に二十年以上の差がある内藤種丈であれば収入の面に於いて段違いの結果を生み出すこととなる。家督を相続する前に番入が可能となる惣領番入制度の恩恵はまことに大きいのである。

また、同制度には別の恩恵もある。表9の多くの事例から明らか

な通り、仮に家督を相続するまでに番入出来なかつたとしても、家督を相続すれば数年の内に番入は叶う。しかし、それはある種の危険を伴う。即ち、家督相続後程なく死去してしまい、番入出来ないままで（小普請のままで）生涯を終えるということである。この様な事態を避けるといふ点でも、同制度の恩恵は大きいといえよう。

例えば横山一貞の場合、家督を相続して六年後の明和八年（一七七二）には死去してしまう。内藤種丈は家督を相続した翌年に死去、丸山友生は家督を相続した二年後に死去している。これら三名、特に五十歳を過ぎるまで家督を相続出来なかつた内藤種丈や丸山友生は、惣領番入制度を通じて、高齢を迎えてから家督を相続し小普請のまままで生涯を終えるという危険を回避したということになる。家督相続前に死去してしまつたものの、曲淵保照や遠山景次、能勢頼俣もこれに類するものとして数えることが出来よう。番入の翌年に家督を相続した小長谷政芳の如く、仮に惣領番入の選に漏れたとしてもそれほどの違いの無い惣領もいるが、一方で小普請のまま生涯を終えることを回避した惣領がいるということなのである。

家督相続を経て番入した惣領（家督を相続した以上当主と呼ぶのが適当であるが、便宜上惣領と呼称する。以下同）の経歴からはどのようなことが言えるだろうか。二十代から三十代で家督を相続し、数年で番入を果たしている惣領がほとんどであるが、高木正栄、花房正甫、小林正勝の様に、そうではない惣領もいる（表9の12、19、25）。

高木正栄は宝暦九年（二七五九）に四十二歳で家督を相続し、その九年後の明和五年（二七六八）に小普請のまま五十一歳で致仕（引退）、安永四年（二七七五）に死去している（五十八歳）。享保十五年段階では十三歳であり、番入することは無理であろうが、同年と同じく書院番番士の惣領を対象とする惣領番入が実施された元文四年（一七三九）時点で二十二歳、寛延三年（二七五〇）時点で三十三歳であり、番入にふさわしい年齢になっているにも関わらず、番入していない。

花房正甫は寛保元年（二七四二）に二十二歳で家督を相続するものの、宝暦四年（一七五四）に三十五歳の若さで小普請のまま死去している。

小林正勝は宝暦七年（二七五七）に家督を相続し（三十八歳）、その十五年後の安永元年（二七七二）に西丸小性組番士になるが（五十三歳）、その翌年には務を辞し、天明六年（二七八六）に死去する（六十七歳²⁷）。家督相続から番入まで十五年かかったという点は他の事例に比して明らかに長い。

これら三名、特に高木正栄・小林正勝の二名は惣領番入制度を活用出来なかった事例とも言えようが、断言は避けたい。家督相続後の番人も遅れている点から、家督相続前の番入にせよ家督相続後の番入にせよ、それを妨げる何らかの要因（病気など）があったと考えられるからである。他の事例と比して特殊な事例とはいえるが、

『寛政重修諸家譜』の記述からはこれ以上の検討は不可能である。これら三名の事例及び惣領の内に番入した事例を除けば、二十代から三十代の間に家督を相続し、その後数年で番入を果たすという事例が大多数であり、わざわざ惣領の間に番入せずともどうにかなるという結論になる。しかしそれは結果論であって、高齢を迎えるまで家督を相続出来ないことも十分にあり得たのである。

2 小性組番士の惣領と惣領番入制度

小性組は平時には江戸城紅葉の間を詰所とし、將軍外出の際の身辺警固、儀式に於ける給仕などを職務としている。時期により組数に増減はあるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に八組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、諸大夫）、組頭一名（若年寄支配、布衣）、番士五十名（番頭支配、御目見以上）で構成されている²⁸。

さて、表10は享保十五年（一七三〇）八月十九日時点で小性組瀧川播磨守組に属した番士の一覧である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の惣領番入直前で播磨守組に属した番士は三十九名。これに書院番水谷出羽守組番士下曾根信如の惣領信一、同金田周防守組番士田付景彫の惣領景林、同高木伊勢守組番士松浦信福惣領の信秀、西丸書院番酒井豊前守組番士徳永昌英の惣領昌尚、以上四名が加わ

り、合計で四十三名の番士が所属していることとなる。

この段階で、総番入制度を通じて番入した番士は四十三名中十一名(表10の1、7、16)。1で取り上げた書院番朽木信濃守組と同じく、宝永六年(一七〇九)に番入した番士が多い。また、享保九年(一七二四)に惣領番入制度を通じて番入した惣領は二名である(表9の26、27。ただし両者とも家督相続済み)、これら十三名と前段に挙げた四名以外の二十六名が家督相続を経て番入した番士ということになる。

次に、播磨守組の番士四十三名の惣領を分析する。単なる偶然と考えられるが、既に番入している惣領はいない。享保十五年に番入した惣領は小倉正房(表10の1)、諏訪正倫(表10の9)、深津正尚(表10の14)の三人である。この後、元文四年(一七三九)に本多久時(表10の2)及び河野通賢(表10の5)、寛延三年(一七五〇)に朝岡清長(表10の12)、家督相続前に廃嗣)と木村安存(表10の22)、家督相続前に死去)、宝暦十三年(一七六三)に朝岡国休(表10の12)が惣領番入制度を通じて番入している。²⁹⁾

番入から家督相続に至る期間は、小倉正房が六年、深津正尚が十三年、本多久時が十二年、諏訪正倫と河野通賢、朝岡国休が一年となる。書院番同様、この期間は家禄とともに役料三百俵が支給される期間であるが、1で述べた通り、この期間は家督相続まで番入出来なかったとすれば、厄介者として部屋住を続けることになったで

あろう期間である。1で取り上げた事例ほど極端な事例は見当たらないものの、深津正尚や本多久時は番入と家督相続との間に十年以上の開きがある。また、1で取り上げた曲淵保照や遠山景次、能勢頼俣の様に、家督相続前に死去してしまった木村安存もそうした事例の一種となるであろう。1で取り上げた恩恵は、小性組であつても共通している。

家督相続を経て番入した惣領の経歴からは、どの様なことが言えるであろうか。偶然その様な惣領が固まったということであろうが、同組番士の惣領には家督を相続したものの小普請のままで死去してしまったという事例が多い。この内、佐久間信秋(表10の7)や小侯政章(表10の8)、榊原久友(表10の17)、長田房明(表10の29)など、若死してしまった事例については、惣領番入制度との関係の上で論じることが出来ない。

注目すべきは比較的高齢で家督相続・番入した、横田尚松(表10の15)、松崎良純(表10の16)、朝倉勝寿(表10の38)である。横田尚松は宝暦六年(一七五六)に四十二歳で家督を相続し、翌年西丸小性組番士となり、明和元年(一七六四)に五十歳で死去するまで八年間番士を勤めている。³⁰⁾松崎良純は寛延二年(一七四九)に五十五歳で家督を相続し、翌年書院番番士となり、宝暦九年(一七五九)に六十五歳で死去するまで九年間番士を勤めている。³¹⁾朝倉勝寿は安永元年(一七七二)に四十五歳で家督を相続し、同五年、四十九歳

表10 小性組瀧川播磨守組

No.	番士氏名	惣領氏名	惣領の履歴	備考
1	小倉正矩 ※元禄4年に 総番入(家 督相続済)	小倉正房 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(28) ※正矩:小性組番士 元文1(1736)7/2 家督相続(34) 宝暦11(1761)12/26 務を辞す(59) 同13(1763)12/26 致仕(63) 明和2(1765)1/15 死去(65)	—
2	本多久命	本多久時 ※元文4年に 惣領番入	元文4(1739)6/29 書院番番士(37) ※久命:小性組番士 宝暦1(1751)11/4 家督相続(49) 明和4(1767)12/26 務を辞す(65) 安永5(1776)2/22 死去(74)	—
3	椿井政好	椿井安長	延享1(1744)11/2 家督相続(39) 延享4(1747)3/26 小性組(42)	—
4	九鬼隆之	九鬼隆相	延享1(1744)4/4 家督相続(47) 同年8/9 小性組(〃)	—
5	河野通春	河野通賢 ※元文4年に 惣領番入	元文4(1739)6/29 西丸書院番番士(30) ※通春:小性組番士 元文5(1740)頃家督相続(31) 安永8(1779)6/19 務を辞す(70) 同年12/3 致仕(〃) 寛政4(1792)5/22 死去(83)	—
6	榊原秀豊	榊原有秀	寛保1(1741)4/5 家督相続(34) 寛保2(1742)7/3 書院番番士(35)	—
7	佐久間信詮 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	佐久間信秋	享保17(1732)8/5 家督相続(19) 享保20(1735)9/6 小普請のまま死去(22)	—
8	小侯敬中 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	小侯政章	延享2(1745)12/27 家督相続(24) 寛延3(1750)7/晦 小普請のまま致仕(29) 宝暦3(1753)7/29 死去(32)	—
9	諏訪正晴 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	諏訪正倫 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(26) ※正晴:小性組番士 享保16(1731)12/2 家督相続(27) 明和3(1766)5/18 務を辞す(62) 同4(1767)12/10 致仕(63) 安永8(1779)4/8 死去(75)	—
10	花房正敏 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	花房正路	寛保3(1743)12/25 家督相続(27) 延享2(1745)9/13 西丸小性組(29)	—
11	安西元春 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	安西元栄	元文2(1737)8/13 家督相続(27) 延享1(1744)8/9 小性組(34)	—
12	朝岡国隆 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	朝岡国休 ※宝暦13年に 惣領番入	宝暦13(1763)12/18 書院番番士(26) ※国隆:小性組番士 明和1(1764)頃 家督相続(27) ～以後の経歴不明～	朝岡清長 寛延3(1750)12/20 書院番番 士(-) ※国隆:小性組番士 時期不明 務を辞す(-) 家督相続前に廃嗣(-)
13	寛為照(元次) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	寛為昇	寛保2(1742)4/3 家督相続(17) 延享2(1745)9/13 小性組番士(20)	—

14	深津正房 ※宝永6年に 総番入(家 督相統濟)	深津正尚 ※享保15年に 惣領番入	享保15(1730)8/19 書院番番士(35) ※正房:小性組番士 寛保3(1743)7/18 家督相統(48) 明和3(1766)5/6 務を辞す(71) 安永3(1774)11/19 死去(79)	—
15	横田栄松 ※宝永6年に 総番入(家 督未相統)	横田尚松	宝暦6(1756)閏11/3 家督相統(42) 宝暦7(1757)8/25 西丸小性組番士(43)	—
16	松崎良時(善 兵衛) ※元禄6年に 総番入(家 督相統濟)	松崎良純	寛延2(1749)12/18 家督相統(55) 同3(1750)4/3 書院番番士(56)	—
17	榊原清庸(久 敬)	榊原久友	享保19(1734)9/3 家督相統(17) 元文2(1737)6/25 小普請のまま死去(20)	—
18	荒川匡富	荒川義閻	宝暦12(1762)12/27 家督相統(26) 明和1(1764)5/19 書院番番士(28)	—
19	内藤信安	内藤信就	寛延2(1749)7/29 家督相統(28) 寛延3(1750)11/20 西丸小性組(29)	—
20	阿部正在	阿部正顕	享保16(1731)8/4 家督相統(18) 享保20(1735)9/6 小性組(22)	—
21	山木正信	山木正富	天明4(1784)11/18 小納戸(21) 同6(1786)3/6 家督相統(23)	山木正篤 宝暦12(1762)9/28 小性組番 士(38) ※正信:田安家家老 天明1(1781)11/18 家督相統 前に死去(57)
22	木村安根(安 益)	木村安貞	安永6(1777)4/14 家督相統(-) 天明1(1781)4/25 書院番番士(-)	木村安存 寛延3(1750)12/8 西丸書院 番番士(26) ※安根:小性組番士 明和8(1771)2/26 家督相統 前に死去(47)
23	富永泰兼	富永方泰	延享3(1746)3/2 家督相統(36) 寛延2(1749)12/28 書院番番士(39)	—
24	戸川安章	戸川安勝	宝暦6(1756)12/27 家督相統(37) 宝暦7(1757)3/27 西丸小性組(38)	—
25	小笠原正淳	小笠原正方	元文5(1740)12/23 家督相統(11) 宝暦8(1758)2/20 書院番番士(29)	—
26	赤井忠通(忠 道) ※享保9年に 惣領番入 (家督相統 濟)	赤井忠晶	延享3(1746)8/3 小納戸(20) 寛延3(1750)12/27 家督相統(24)	—
27	富永記浮 ※享保9年に 惣領番入 (家督相統 濟)	富永記雄	明和2(1765)11/5 家督相統(20) 同3(1766)3/19 書院番番士(21)	—
28	岡部長威(長 臧)	岡部長説	宝暦13(1763)10/3 家督相統(34) 明和7(1770)8/18 小普請のまま致仕(41) 同年10/23 死去(41)	—
29	長田安都	長田房明	享保16(1731)4/6 家督相統(18) 享保20(1735)8/19 小普請のまま死去(22)	—

30	三好善政 (久政)	三好政幹	寛延 3 (1750) 12/27 家督相続 (43) 宝暦 2 (1752) 11/8 小性組番士 (45)	—
31	佐橋佳遠	佐橋佳太	宝暦 1 (1751) 12/29 家督相続 (18) 宝暦 9 (1759) 2/7 小性組 (26)	—
32	朝比奈義忠	朝比奈某	宝暦 1 (1751) 8/24 家督相続前に死去 (-) →絶家	—
33	中根政秀	中根正明	延享 3 (1746) 10/2 家督相続 (25) 同年12/3 西丸小性組番士 (〃)	—
34	疋田正誰	引田正綱	寛保 2 (1742) 12/2 家督相続 (29) 延享 2 (1745) 2/19 西丸小性組 (32)	—
35	小栗信道	小栗信久	寛延 2 (1749) 4/3 家督相続 (21) 寛延 2 (1749) 9/21 西丸小性組 (〃)	—
36	曾我助理	曾我某	※詳細不明	—
37	小倉正致	小倉正孝	享保16 (1731) 8/4 家督相続 (36) 同年10/13 小普請のまま死去 (〃)	—
38	朝倉教周	朝倉勝寿	安永 1 (1772) 11/7 家督相続 (45) 安永 5 (1776) 12/6 書院番番士 (49)	—
39	笈正逸	笈正知	元文 1 (1736) 12/2 家督相続 (17) 宝暦 4 (1754) 3/27 小性組番士 (37)	—
40	下曾根信一 ◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	下曾根信胤	安永 3 (1774) 12/26 家督相続 (45) 同 5 (1776) 1/26 小性組番士 (47)	—
41	田付景林 (定派)◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	田付景利 ※安永5年に惣領番入	安永 5 (1776) 12/19 小性組番士 (21) ※景林: 鎗奉行 同 7 (1778) 8/6 家督相続 (23) ~以後の経歴不明~	—
42	松浦信秀◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	松浦信邦	延享 4 (1747) 12/26 西丸小納戸 (17) 寛延 1 (1748) 5/28 西丸小性 (18) 宝暦 1 (1751) 7/12 務を辞す (21) 同 7 (1757) 12/5 小納戸 (27) 同10 (1760) 5/13 二丸小納戸 (30) 同年12/28 家督相続 (〃)	—
43	徳永昌尚◎ ※享保15年に惣領番入 (家督未相続)	徳永昌康	明和 4 (1767) 8/5 家督相続 (39) 同 6 (1769) 12/10 書院番番士 (41)	—

※『御番士代々記』(『御小性組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

で書院番番士となるものの翌年に番士を辞め、その三年後には致仕（五十三歳）、さらに三年後に死去している（五十六歳）³²。

いずれも家督相続まで番入せず、番入後ほどなく死去してしまった事例である。三人は全て実子、即ち若い内からそれぞれの家の惣領として惣領番入制度を活用出来る立場にあった者ばかりである。

1で特殊な事例として挙げた高木正栄や花房正充とは違い、三人とも家督相続後すぐに番入しているわけであり、番入を妨げる事情が無かった可能性が高い。即ち、惣領である間も番入を望みながら選に漏れ続け、結果として番士としての実働期間も短くなってしまったと考えられるのである。1で取り上げた横山一貞・内藤種丈・丸山友生の事例とは正反対である。書院番朽木信濃守組の傾向と同じく、基本的には二十代から三十代で家督を相続し、数年で番入するという履歴を有する者が大半ではあるものの、横田・松崎・朝倉の様な事例も一方では存在したのである。

3 新番番士の惣領と惣領番入制度

新番番士は江戸城桐の間の勤番（正徳三年（一七一三）以降）、将軍外出の際の前駆、江戸城内の巡察などを職務としている。時期により組数には増減があるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に六組、西丸に三組あった。各組は番頭一名（若年寄支配、布衣）、組頭一名（番頭、御目見以上）、番士二十名（番頭支配、御目見

以上）で構成されている³³。

表11は享保十五年（二七三〇）八月十九日時点で新番小笠原平兵衛組に属した番士の一覧である。表10と同じく、体裁などは全て表9に準じている。

同日の時点で平兵衛組に属した番士は二十三名、一組の定員が二十名であるのに対し三名の人員過多である。この様な定員以上の番士が存在することは、藤井讓治氏が寛文四年（二六六四）段階での大番番士の事例で、横山則孝氏が正徳元年（一七一）段階での大番番士の事例で指摘していることであり、新番にもそうした傾向があった可能性がある。無論、表11を作成するに当たって使用した『御番士代々記』の誤記も考慮すべきであろうが、現時点ではこれ以上の判断材料が無い。よって、本節に於いては『御番士代々記』の表記に従っておく。

同日の時点で、総番入制度を通じて番入した番士は二十三名中四名。ただしいずれも新番番士として番入した訳ではなく、川崎勝由（表11の8）³⁶、深尾元倚（表11の9）³⁷、布施福正（表11の11）³⁸は大番番士として、富田頼久（表11の23）³⁹は小十人組番士として当初は番入している。寛永二十年（二六四三）の新番創置の際、新番番士となった者は全て大番・小十人組からの転出であり、その様な新番の特徴は正徳元年から二年の新番にも受け継がれていて、「他の番方がいきなり小普請（もしくは部屋住）から直接に入番するの」と趣を

表11 新番小笠原平兵衛組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	久保正道 (正通)	久保正綱	延享2 (1745) 閏12/26 家督相続 (20) 宝暦1 (1751) 5/3 大番番士 (26)	久保正肥 享保16 (1731) 11/25 書院番番士 (-) ※正道:新番番士 -/-/- 務を辞す (-) 元文5 (1740) 7/13 廃嗣 (-)
2	黒田忠恒	黒田忠春	宝暦4 (1754) 12/10 家督相続 (22) 天明2 (1782) 10/2 小普請のまま死去 (50)	黒田忠義 享保10 (1725) 10/25 大番番士 (18) ※忠恒:新番番士 同13 (1728) 10/16 納戸番 (21) 同18 (1733) 8/16 新番番士 (26) 延享4 (1747) 11/7 小納戸 (40) 寛延2 (1749) 6/26 家督相続前に死去 (42)
3	井上長喬	井上長公	元文1 (1736) 8/2 家督相続 (18) 寛保1 (1741) 8/9 大番番士 (23)	—
4	細田康行	細田康之	延享3 (1746) 12/25 家督相続 (26) 宝暦1 (1751) 12/1 小普請のまま死去 (31)	—
5	川崎正名	川崎正方	元文3 (1738) 4/3 家督相続 (23) 同5 (1740) 2/晦 大番番士 (25)	—
6	服部保房	服部保昭	宝暦11 (1761) 10/4 家督相続 (28) 同12 (1762) 2/27 書院番番士 (29)	—
7	横地正長	横地正矩	延享1 (1744) 11/20 家督相続 (38) 寛延2 (1749) 3/5 小普請組支配組頭 (43)	—
8	川崎勝由 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	川崎勝房	元文2 (1737) 7/4 家督相続 (45) 同年閏11/25 大番番士 (〃)	—
9	深尾元倚 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	深尾元長	元文1 (1736) 12/29 家督相続 (26) 同2 (1737) 5/9 大番番士 (27)	—
10	戸田時照	戸田時比 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2 (1742) 12/3 大番番士 (26) ※時照:新番番士 寛延3 (1750) 12/27 家督相続 (34) 明和3 (1766) 7/5 田安家人 (50) 同5 (1768) 9/5 務を辞す (52) 安永4 (1775) 5/26 死去 (59)	—
11	布施福正 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	布施正容	享保17 (1732) 閏5/11 家督相続 (26) 同20 (1735) 4/16 大番番士 (29)	—
12	佐野政甫	佐野政珍	宝暦7 (1757) 10/8 家督相続 (38) 安永6 (1777) 2/7 大番番士 (58)	佐野政矩 宝暦2 (1752) 12/27 大番番士 (-) ※政甫:新番番士 同6 (1709) 11/6 家督相続前に死去 (-)
13	大澤基方	大澤基季 ※享保16年に 惣領番入	享保16 (1731) 11/25 大番番士 (28) ※基方:新番番士 宝暦5 (1755) 5/7 家督相続 (52) 安永3 (1774) 12/21 務を辞す (71) 同6 (1777) 8/13 致仕 (74) 同7 (1778) 11/19 死去 (75)	—

14	竹尾曼元	竹尾元貞	寛保2 (1742) 4/4 家督相続 (27) 同3 (1743) 5/19 西丸納戸番 (28)	—
15	飯室昌豊	飯室昌臧 ※宝暦2年に 惣領番入	宝暦2 (1752) 12/27 大番番士 (28) ※昌豊:新番番士 同6 (1756) 11/4 家督相続 (32) 宝暦9 (1759) 3/29 新番番士 (35) 明和7 (1770) 8/13 死去 (46)	—
16	牛奥昌美	牛奥昌部	享保19 (1734) 3/2 家督相続 (8) 寛保2 (1742) 10/26 大番番士 (16)	—
17	長尾景久	長尾正延	享保16 (1731) 4/6 家督相続 (20) 同20 (1735) 4/16 大番番士 (24)	—
18	境野尚意	境野尚庸	宝暦3 (1753) 10/4 家督相続 (20) 同5 (1755) 3/16 大番番士 (22)	—
19	玉虫辰茂	玉虫季茂	元文1 (1736) 11/4 家督相続 (21) 同3 (1738) 3/20 大番番士 (23)	—
20	太田盛房	太田盛義	寛延3 (1750) 4/25 家督相続 (34) 宝暦2 (1752) 9/10 大番番士 (36)	—
21	大岡忠脩	大岡忠敬	延享1 (1744) 8/3 家督相続 (26) 同2 (1745) 8/3 大番番士 (27)	—
22	酒井勝重	酒井勝久 ※明和1年に 惣領番入	明和1 (1764) 閏12/16 大番番士 (24) ※勝重:新番番士 安永7 (1778) 頃 家督相続 (38) 天明5 (1785) 12/6 務を辞す (45) 寛政4 (1792) 8/29 死去 (52)	—
23	富田頼久 ※宝永6年に 総番入 (家 督相続済)	富田忠久	享保17 (1732) 8/5 家督相続 (22) 元文1 (1736) 12/23 大番番士 (26)	—

※『御番士代々記』（『新御番組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121）、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

異にしている」という横山氏の分析通りの結果といえる。こうした傾向は惣領番入制度にも引き継がれていると推察され、Iに掲げた表1～8からも明らかな通り、惣領番入制度にあつて、惣領の番入先は書院番・小性組・大番・小十人組であつて、新番番士として召し出された惣領は皆無である。

平兵衛組の番士二十三名の惣領の履歴はどうか。惣領の内、黒田忠義(表11の2)が既に大番番士となつてゐるが、忠義は寛延二年(一七四九)、家督を相続する前に死去してゐる。この後、享保十六年(一七三一)に久保正肥(表11の1、家督相続前に廃嗣)と大澤基季(表11の13)、寛保二年(一七四二)に戸田時比(表11の10)、宝暦二年(一七五二)に佐野政矩(表11の12、家督相続前に死去)と飯室昌臧(表11の15)、明和元年(一七六四)に酒井勝久(表11の22)が惣領の内に番入してゐる。

番入から家督相続に至る期間は、大澤基季は二十四年、戸田時比は八年、飯室昌臧は四年、酒井勝久は十四年である。この期間、四人の家には当主の家禄とともに大番番士を務める惣領の役料二百俵が与えられることとなる。特に大澤の場合、大番番士となつてから家督を相続するまで二十四年かかつており、家督を相続するまで番入出来なかつたとすると収入の面で相当の開きが出る。

家督を相続してから番入した惣領の内では、佐野政珍(表11の12)が興味深い¹⁴⁾。政珍は三十八歳で家督を相続してから二十年間小

普請のままであり、大番番士となつたのは五十八歳の時である。これが何の原因であるかは『寛政重修諸家譜』からは分からないが、いづれにせよ番入するにふさわしくない要素があつたということであろう。実は政珍は享保十五年段階で佐野家の当主であつた政甫の次男であり、当時の惣領は政矩であつた。先に述べた通り政矩は宝暦二年(一七五三)に惣領番入制度の下で大番番士となつてゐる。政矩の年齢は不明であるが、この時点で政珍は三十三歳であるから、恐らく政矩も三十代であつたと考えられる。佐野家としては家督相続前に無事番入を果たした頼もしい惣領であつたといえようが、政矩は番入の四年後に死んでしまふ。政矩にかわつて惣領となつた政珍は何の原因かは不明であるが家督相続後六十歳手前まで番入出来なかつた。佐野家の事例は、惣領番入制度による恩恵を不幸にも逃してしまつた事例となる。

4 大番番士の惣領と惣領番入制度

大番は平時にあつては江戸城二丸・西丸の警備や江戸市中の巡回の他、上方在番(大坂城・二条城に駐屯)を職務とした。大番は幕府成立以前から設置され、五番方の中で最も古い歴史を持つ。幕府の軍団としては最大の規模を誇り、組数は寛永九年(一六三二)以来十二組、各組は番頭一名(老中支配、諸大夫)、組頭四名(番頭支配、御目見以上)、番士五十名(番頭支配、御目見以上)で構成されて

いる。⁴²⁾

表12は享保十五年(一七三〇)八月十九日時点で大番酒井日向守組に属した番士の一覽である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の時点で日向守組に属している番士は三十六名。この内、宅間憲喜以下十四名が総番入制度の下で番入し(表12の1、9、17、21、23、27)、野呂保景(表12の32)が惣領番入制度によって享保十年(一七二五)に番入している。

日向守組の番士三十六名の惣領の中では、浅井意政(表12の20)が享保十年に惣領番入制度によって番入済である。この後、同十六年に宅間憲元(表12の1)と多門親房(表12の6、家督相続前に死去)、寛保二年(一七四二)に浅井英政(表12の7)と藤方朋親(表12の15)、佐橋佳亮(表12の30、家督相続前に死去)、宝暦二年(一七五二)に服部保脩(表12の35)が家督相続前に番入している。⁴³⁾

番入から家督相続までの期間は浅井意政が二十八年、宅間憲元が一年、浅井英政が十年、藤方朋親が九年、服部保脩が十五年である。この内、特に注目したいのが浅井意政である。番入してから家督を相続するまで三十年近い時間が過ぎていた点、惣領のまま大番組頭に昇進している点、家督を相続して二年後に死去している点、以上の三点を鑑みれば、収入面と同時に経歴の上でも惣領番入制度の恩恵を十二分に活かした事例であろう。

家督相続をしてから番入した惣領については、四十四歳で家督を相続し四十六歳で大番番士となった荻原昌福(表12の11)に注目したい。⁴⁴⁾昌福は養子であり、『寛政重修諸家譜』の記述ではいつ荻原家の養子になったかは判然としないものの、正徳四年(一七一四)に十二歳で初御目見(將軍に初めて拝謁すること。その家の惣領としての資格を得る)を済ませていることから養子になったのはそれ以前であると考えられる。とすると、大番番士の惣領が対象となっている享保十六年(一七三一、昌福二十九歳)や寛保二年(一七四二、昌福四十歳)十二月三日の惣領番入の選から漏れている様に思える。しかし、そうではない。昌福の義父荻原昌該は宝永六年(一七〇九)に総番入制度によって大番番士になり、原因は不明であるが元文三年(一七三八)に大番番士を辞めて小普請入し、寛保二年十月二日に家督を相続している。即ち、享保十六年・寛保二年の惣領番入制度の段階では荻原家の惣領は昌該であって、昌福は惣領番入制度の対象から外れてしまうのである。また、仮に昌該が数年早く家督を相続し、昌福が荻原家の惣領となっていたとしても、寛保二年の惣領番入の段階で昌該は既に大番番士を辞めているので、やはり昌福は惣領番入制度の対象にはならない。昌福の事例は、惣領番入制度を活用する術が無かった事例といえよう。

表12 大番頭酒井日向守組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	宅間憲喜 ※元禄4年に 総番入(家 督相続済)	宅間憲元 ※享保16年に 惣領番入	享保16(1731)11/25 大番番士(21) ※憲喜:大番番士 同17(1732)5/7 家督相続(22) 同20(1735)8/27 西丸腰物方(25) 延享2(1745)9/1 腰物方(35) 宝暦10(1760)4/1 西丸腰物方(50) 同11(1761)2/23 死去(51)	—
2	矢部定則	矢部定径	享保16(1731)4/5 家督相続(22) 同18(1733)9/18 納戸番(24)	—
3	佐橋佳弥	佐橋豊昌	延享3(1746)12/25 家督相続(36) 寛延1(1748)5/13 大番番士(38)	—
4	天野貞直	天野貞真	寛延2(1749)7/29 家督相続(38) 同年9/14 納戸番(〃)	—
5	佐野政長	佐野長礼	寛保1(1741)7/20 家督相続(35) 同8/9 大番番士(〃)	—
6	多門親乗	多門正延	寛保3(1743)9/6 家督相続(20) 同4(1744)4/29 大番番士(21)	多門親房【実子】 享保16(1731)11/25 大番番士 (-) ※親乗:大番番士 元文2(1737)4/24 家督相続 前に死去(-)
7	浅井政朗	浅井英政 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2(1742)12/3 大番番士(29) ※政朗:大番番士 宝暦2(1752)11/3 家督相続(39) 同4(1754)1/18 死去(41)	—
8	山角定方	山角定淳	元文4(1739)9/5 家督相続(24) 同5(1740)4/22 宗武附近習番(25)	—
9	石野広道 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	石野広氏	元文1(1736)7/25 家督相続(30) 同2(1737)12/4 小性組番士(31)	—
10	相馬保胤 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	相馬矩胤	元文1(1736)8/2 家督相続(27) 同年12/23 大番番士(〃)	—
11	荻原昌該(昌 諱) ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	荻原昌福	延享3(1746)12/6 家督相続(44) 寛延1(1748)5/10 大番番士(46)	—
12	三田将英 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	三田守敷	寛保2(1742)7/26 家督相続(27) 延享1(1744)12/20 納戸番(29)	—
13	鈴木敷正 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	鈴木行義	宝暦9(1759)8/5 家督相続(38) 同年11/7 大番番士(〃)	—
14	塩入良寛 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	塩入正寛	享保16(1731)12/27 家督相続(17) 寛延2(1749)8/17 小普請のまま死去(35)	—
15	藤方明信(朋 信) ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	藤方朋親 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2(1742)12/2 書院番番士(35) ※明信:大番組頭 宝暦1(1751)8/8 家督相続(44) 安永2(1773)8/7 死去(66)	—

16	矢部定正 ※宝永6年に 総番入(家 督未相続)	矢部定真	宝暦5(1755)12/4 家督相続(35) 同年7(1757)6/13 西丸納戸番(37)	—
17	小野次門 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	小野吉儀	寛延1(1748)10/2 家督相続(22) 宝暦4(1754)5/18 大番番士(28)	—
18	坂部信喜	坂部智信	元文2(1737)9/29 家督相続(31) 同年閏11/25 大番番士(〃)	—
19	竹川秀成	竹川秀実	寛保2(1742)6/2 家督相続(12) 宝暦5(1755)8/16 大番番士(25)	—
20	浅井高政(尚 政)	浅井意政 ※享保10年に 惣領番入	享保10(1725)10/25 大番番士(29) ※高政:大番番士 寛保1(1741)2/3 大番組頭(45) 宝暦3(1753)頃 家督相続(57) 同5(1755)6/7 死去(59)	—
21	榊原長清 ※貞享元年以 前に総番入 (家督相続 済)	榊原長富	延享1(1744)4/4 家督相続(48) 同年9/2 大坂弓奉行(〃)	—
22	美濃部茂惟 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	美濃部茂雅	享保18(1733)10/26 家督相続(26) 同20(1735)1/26 大番番士(28)	—
23	大久保忠均 ※元禄5年に 総番入(家 督相続済)	大久保忠勝	元文2(1737)9/13 家督相続(21) 同年閏11/25 大番番士(〃)	—
24	小田切昌民	小田切昌興	元文3(1738)9/3 家督相続(17) 宝暦5(1755)3/16 大番番士(34)	—
25	宇都野正富	宇都野正季	寛保2(1742)12/2 家督相続(18) 延享3(1746)10/29 大番番士(22)	—
26	野間政導	野間成澄	寛延1(1748)7/5 家督相続(17) 宝暦4(1754)5/18 大番番士(23)	—
27	庄田安清 ※元禄6年に 総番入(家 督相続済)	庄田安信	延享2(1745)7/2 家督相続(30) 寛延3(1750)12/14 大番番士(35)	—
28	佐橋佳武	佐橋佳方	宝暦12(1762)5/13 家督相続(31) 同13(1763)7/19 大番番士(32)	—
29	永井武氏	永井氏恵 ※宝暦12年に 惣領番入	宝暦12(1762)9/28 小性組番士(22) ※武氏:重好守役 同年12/15 西丸小性組番士(〃) 明和8(1771)12/25 家督相続(31) 安永2(1773)12/27 務を辞す(33) 天明2(1782)6/10 死去(42)	—
30	佐橋佳蔵	佐橋佳通	宝暦4(1754)11/4 家督相続(22) 同6(1756)10/19 納戸番(24)	佐橋佳亮【養子】 寛保2(1742)12/3 大番番士 (64) ※佳蔵:大番番士 延享1(1744)4/4 家督相続 前に死去(66)
31	大井満雜	大井長勝	元文3(1738)12/27 家督相続(18) 同5(1740)6/19 大番番士(20)	—

32	野呂保景 ※享保10年に惣領番入(家督未相続)	野呂行景	宝暦7(1757)11/12 家督相続(37) 同10(1760)6/26 大番番士(40)	—
33	坪内定堅	坪内定秋	延享1(1744)12/2 家督相続(25) 寛延1(1748)5/13 大番番士(29)	—
34	三橋成正	三橋成房	享保20(1735)5/16 家督相続(26) 元文1(1736)2/2 大番番士(27)	—
35	服部保教	服部保脩 ※宝暦2年に惣領番入	宝暦2(1752)12/27 大番番士(26) ※保教:大番番士 明和4(1767)12/27 家督相続(41) 同6(1769)4/2 西丸新番番士(43) 安永8(1779)4/16 新番番士(53) 同9(1780)7/26 務を辞す(54) 天明1(1781)4/5 致仕(55)	—
36	塚原正森	塚原正展	宝暦8(1758)8/3 家督相続(17) 明和7(1770)3/24 納戸番(29)	—

※『御番士代々記』(『大御番組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

5 小十人組番士の惣領と惣領番入制度

小十人組は平時は江戸城内の小十人番所に詰め、将軍外出の際には前駆を務めた。文化十一年(二八一四)に書かれた幕府職制の手引き書『明良帯録』に「御先御供をいたし駆走第一なり」とある通り、他の四番(書院番・小性組・新番・大番)が騎兵部隊であるのに対し、小十人組は歩兵部隊であり、小祿の旗本で編成されていた(小十人組番士となる前は御目見以下であった者もいる)。時期により組数に増減はあるが、本節で取り上げる享保十五年段階では本丸に七組、西丸に四組が設置されている。各組は番頭一名(若年寄支配、布衣)、組頭一名(番頭支配、御目見以上)、番士二十人(番頭支配、御目見以上)で構成されている⁴⁶⁾。

表13は享保十五年(二七三〇)八月十九日時点で小十人組松平又十郎組に属した番士の一覧である。体裁その他、全て表9に準じている。

同日の時点で又十郎組に属した番士は二十名。この内、澤貴隆以下三名が宝永六年(二七〇九)に総番入制度によって番入している(表13の4〜6)。また、伊藤門挂が享保十年(二七二五)に惣領番入制度によって番入している(表13の13)。

又十郎組の番士二十名の惣領の中では、東條孝長が享保十年に惣領番入制度によって番入している(表13の2)。この後、享保十六年に太田久壽(表13の1)と布施義勝(表13の9、家督相続前に死

志)、寛保二年(一七四二)に澤寿齡(表13の6)、宝暦二年(一七五二)に伊藤門建(表13の13)が惣領番入制度によって番入している。⁽⁴⁷⁾

番人から家督相続までの期間は東條孝長が三十二年、太田久儔が十八年、澤寿齡が二十八年、伊藤門建が十五年である。この内、注目すべきは東條孝長であろう。番入してから家督を相続するまで三十二年あるという点、惣領のまま田安家(田安宗武、吉宗の次男)の用人にまで昇進している点、家督を相続した時点で六十歳でありその九年後に死亡している点から、4で取り上げた浅井意政と同様、収入の面でも経歴の上でも惣領番入制度の恩恵に浴した事例といえる。また、東條ほどではないにせよ、太田久儔や澤寿齡、伊藤門建もそうした事例として数えることが可能であろう。

家督相続をしてから番入した惣領の事例にあつては、鈴木憲桓(表13の17)、戸張胤親(表13の18)や石川光国(表13の19)が他の惣領と大きく違っている。即ち他の惣領が家督相続後数年で番入しているにも関わらず、鈴木以下の三人はその生涯を終えるまで小普請のままなのである。この内、石川成征は四十四歳で死去しており、断言は出来ないが元々病弱であつた可能性があり、小普請のまま生涯を終えたのもその辺りに原因があるのではないか。

鈴木憲桓は、憲存の惣領憲典が早世したことにより鈴木家の養子となつた人物である⁽⁴⁸⁾。養子となつた年月日は不明であるが、憲典が死去したのが延享元年(一七四四)六月九日であり、憲桓の初御目

見が延享二年三月二十五日であるから、鈴木家の養子になつたのはこの期間であつたと推察される(憲桓は二十四〜二十五歳)。その後番人せぬまま八、九年が過ぎ、宝暦二年(一七五二)に三十二歳で家督を相続したものの、三十四年間小普請であり続け、天明六年(一七八六)に死去している。三十四年間小普請であつた原因は不明であるが、鈴木家の惣領であつたのは八、九年に過ぎない。この間に実施された惣領番入は寛延二年(一七四九)十二月二十六日のものと宝暦二年十二月二十七日であるが、宝暦二年十月二日に当主である憲存が死去しているために憲桓は制度の対象外である。つまり憲桓が惣領の内に番入する機会は寛延二年の一度であつた訳である。しかし、家督相続後の経歴を鑑みれば惣領番入の選考からは除外されていた(或いは自ら辞退していた)ことも考えられる。惣領番入制度との兼ね合いは薄いといえる。

戸張胤親は、胤昼の惣領某が出奔したことにより戸張家の養子となつた人物である⁽⁴⁹⁾。養子となつた年月日は不明であるが、出奔した某は初御目見が寛延二年(一七四九)八月二十八日、時期は不明であるがその後出奔、胤親の初御目見が宝暦六年(一七五六、胤親三十七歳)であることから、宝暦六年以前の数年間で戸張家の養子として迎えられたといえる。胤親が家督を相続したのは明和七年(一七七〇)、五十一歳の時である。よつて、惣領であつた期間は十数年であつたと考えられる。この間寛延二年十二月二十六日、宝暦二

表13 小十人組松平又十郎組

No.	番士氏名	惣領氏名	家督相続・番入の年月日	備考
1	太田勝見	太田久儔 ※享保16年に 惣領番入	享保16 (1731) 11/25 小十人組番士 (21) ※勝見:小十人組番士 寛延2 (1749) 頃 家督相続 (39) 安永9 (1780) 3/10 務を辞す (70) 同年4/25 死去 (〃)	—
2	東條季延	東條孝長 ※享保10年に 惣領番入	享保10 (1725) 10/25 小十人組番士 (28) ※季延:小十人組番士 同14 (1729) 4/13 宗武附近習番 (32) -/-/- 宗武附徒頭、同目付、同用人 (-) 宝暦7 (1757) 5/7 家督相続 (60) 明和3 (1766) 2/28 西丸納戸頭 (69) 同年9/5 死去 (〃)	—
3	伊奈忠真	伊奈忠富	宝暦11 (1761) 4/3 家督相続 (20) 同年6/晦 書院番番士 (〃)	伊奈忠誼【養子】 寛延2 (1749) 12/26 小性組番 士 (-) ※忠真:西丸先手鉄炮頭 宝暦8 (1758) 12/27 家督相続 前に死去 (-)
4	澤貴隆 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	澤貴允	延享1 (1744) 4/4 家督相続 (21) 同2 (1745) 7/11 西丸小十人組番士 (22)	—
5	吉田推見 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	吉田正勝	享保16 (1731) 11/9 家督相続 (19) 同19 (1734) 5/13 小十人組番士 (22)	—
6	澤寿貞 ※宝永6年に 総番入(家 督相続済)	澤寿齡 ※寛保2年に 惣領番入	寛保2 (1742) 12/3 小十人組番士 (26) ※寿貞:小十人組番士 延享2 (1745) 9/1 西丸小十人組番士 (29) 宝暦1 (1751) 7/12 小普請 (35) 同2 (1752) 10/13 小十人組番士 (36) 明和7 (1770) 頃 家督相続 (54) 同8 (1771) 12/24 新番番士 (55) 天明6 (1786) 3/14 務を辞す (70) 寛政1 (1789) 11/25 死去 (73)	—
7	細井政秀	細井隆音	寛保1 (1741) 12/12 家督相続 (28) 同3 (1743) 11/11 一橋家近習番 (30)	—
8	小池義弁	小池義予	元文3 (1738) 6/2 家督相続 (19) 寛保1 (1741) 9/19 小十人組番士 (22)	—
9	布施義清	布施義浮	寛保2 (1742) 12/26 家督相続 (41) 延享1 (1744) 4/6 小十人組番士 (43)	布施義勝 享保16 (1731) 11/25 小十人組 番士 (-) ※義清:小十人組番士 寛保2 (1742) 9/8 家督相続 前に死去 (-)
10	加藤則武	加藤則孝	明和4 (1767) 10/4 家督相続 (12) 天明1 (1781) 7/27 西丸腰物方 (26)	—
11	黒川盛圃	黒川盛昭	享保19 (1734) 12/25 家督相続 (18) 元文5 (1740) 2/1 大番番士 (24)	—
12	深澤延胤	深澤信行	寛保3 (1743) 4/3 家督相続 (30) 延享3 (1746) 12/14 西丸小十人組番士 (33)	—

13	伊藤門挂 ※享保10年に 惣領番入 (家督未相 続)	伊藤門建 ※宝暦2年に 惣領番入	宝暦2 (1752) 12/27 西丸小十人組番士 (38) ※門挂:小十人組番士 同11 (1761) 8/3 小十人組番士 (47) 同12 (1762) 12/15 西丸小十人組番士 (48) 明和4 (1767) 頃 家督相続 (53) 安永2 (1773) 8/9 二条城鉄炮奉行 (59) 天明4 (1784) 3/25 務を辞す (70) 同年5/1 死去 (〃)	—
14	近藤義休	近藤義伝 ※明和1年に 惣領番入	明和1 (1764) 閏12/16 大番番士 (44) ※義休:小十人組頭 安永2 (1773) 9/8 家督相続 (53) 同4 (1775) 1/22 死去 (55)	—
15	岩出某	岩出某	元文5 (1740) 3/2 家督相続 (8) 宝暦7 (1757) 11/5 小十人組番士 (25)	—
16	石川攻	石川武貞 ※安永5年に 惣領番入	安永5 (1776) 12/19 小性組番士 (20) ※攻:一橋家番頭 安永6 (1777) 6/5 家督相続 (21) ~以後の経歴不明~	—
17	鈴木憲存 (憲 在)	鈴木憲桓	宝暦2 (1752) 12/26 家督相続 (32) 天明6 (1786) 4/4 小普請のまま死去 (66)	—
18	戸張胤昼 (胤 費)	戸張胤親	明和7 (1770) 8/18 家督相続 (51) 寛政2 (1790) 4/2 小普請のまま死去 (61)	—
19	石川成征	石川光国	明和7 (1770) 閏6/4 家督相続 (27) 天明7 (1787) 1/26 小普請のまま死去 (44)	—
20	木部直玄	木部直包	元文3 (1738) 7/26 家督相続 (30) 同年9/19 小十人組番士 (〃)	—

※『御番士代々記』(『小十人組一番名前目録』国立公文書館所蔵、請求番号152-0121)、『寛政重修諸家譜』から作成した。

※惣領の履歴については、総番入制度・惣領番入制度で番入した者は死亡するまで、家督相続を経て番入した者については番入までの履歴とした。

※総番入制度・惣領番入制度を通じて番入した惣領の履歴内には、番入時の当主の役職を付した。

年十二月二十七日に惣領番入が実施されているが、前者は某の初御目見の直後であり未だ戸張家の惣領は某であつた可能性が高い。

よつて胤親が対象となる惣領番入は宝暦二年に実施された一度ということになる。『寛政重修諸家譜』によると胤親は家督相続後に騎射上覧に出ているようで、武芸に秀でた人物であつたらしい。また、六十一歳まで生きたということは健康の問題も無かつたのであろう。即ち宝暦二年に惣領番入制度を活用して番入する可能性が高かつたのであるが、家督相続後に小普請のまま生涯を終えたことを鑑みれば、番入に何らかの差し障りのある人物であつたのかも知れない。

小括

以上、享保十五年八月十九日段階で書院番朽木信濃守組・小性組・瀧川播磨守組・新番小笠原平兵衛組・大番酒井日向守組・小十人組・松平又十郎組を構成した番士とその惣領を対象に、惣領番入との関係を分析した。その結果明らかになつた惣領番入の恩恵とは次の二点である。

第一に収入の増加という恩恵である。惣領の内に番入すれば役料が支給され、当主の家禄に上乘せされることになる。この期間は家の収入が増加する期間ということになるが、二十年以上もそれが継続される事例もある(表9の21、表11の13、表13の2・6)。家督を

相続するまで番入出来なかつた場合と比べて収入の面で格段の差があつた。

第二に経歴上の恩恵である。高齢になるまで家督を相続出来ず、相続後に番入したもののほどなく死去してしまふ事例(表10の15・16・38)がある一方で、家督を相続する前に昇進した事例(表12の20、表13の2)があつた。惣領番入制度のもたらした経歴上の明暗は明らかなのである。

何らかの事情によつて惣領番入制度を活用出来なかつた事例、活用しきれなかつた事例もあるが、少なくとも前段に掲げたふたつの恩恵は、五番方及びその惣領には十分に魅力的なものであつたと考えられる。次章では惣領番入制度の第二の恩恵、即ち経歴上の恩恵について、更に具体的な分析を加えようと思ふ。

III 昇進と惣領番入制度

Ⅱでは家督相続と番入という観点から惣領番入制度の恩恵を分析した。本章では番入後に影響する惣領番入制度の恩恵、即ち昇進との関係について分析する。筆者は前稿に於いて、惣領番入制度と昇進との関係を次の様に結論づけた。

第一に、惣領番入制度を通じて番入することが昇進に直結する訳ではない。享保十五年に番入した惣領の中には、当主や先代当主が番士のまま生涯を終えているにも関わらず布衣役にまで昇進した事

例はある。しかし、先代の当主・現当主・惣領ともに番士のみまで生涯を終えた事例や、先代の当主或いは現当主が布衣役に昇進したにも関わらず惣領が番士のまま昇進しなかった事例など、それに反する事例が多数ある⁽⁵⁰⁾。

第二に、惣領の内に番入し、その後布衣役にまで昇進した惣領の履歴の中には、家督相続が比較的高齢である事例がある。即ち、家督相続をするまで番入出来なかつたと仮定するならば、当然高齢になるまで番入が遅れるということになり、本来の昇進が可能であつたか疑わしい事例がある⁽⁵¹⁾。

即ち、昇進という観点に於いて、惣領番入制度による番入は、昇進の免許を得るといふ様な直接的な恩恵ではなく、勤務年数・年齢という間接的な恩恵をもたらしたということである。本章ではこの様な結論を更に確固としたものとするため、享保～宝暦間（一七一六～一七六四）を対象期間として、両番番士から布衣役である両番組頭（書院番組頭・小性組組頭）に昇進した者の経歴を分析しようと考ええる。

なお、両番番士の昇進については、寛文四年（一六六四）の事例を取り上げた藤井讓治氏の研究⁽⁵²⁾、正徳期（一七一～一七一五）の事例を取り上げた武井大侑氏の研究⁽⁵³⁾があるが、いずれも昇進と惣番入制度との関係には踏み込んでいない。本論では惣領番入制度との関係を中心に論じることになるが、小括にて惣番入制度との関係に

も若干の分析を加える所存である。

1 惣領番入を経て両番組頭に昇進した者の検討

両番の各組に一名ずつ置かれた両番組頭について、『明良帯録』では「組中の差引諸願進達を取次で通帳を以て番頭へ達す、御触并申渡事先例の如く申渡す⁽⁵⁴⁾」とある通り、両番番頭（書院番頭・小性組頭）の下で組の管理・運営に当たる役職であつた。『柳宮補任』によると、本章で対象とする享保～宝暦間に於いて、書院番組頭（西丸書院番組頭を含む）になつた者は合計で七十五名、この内、両番番士から組頭に昇進したのは六十六名である⁽⁵⁵⁾。小性組組頭（西丸小性組組頭などを含む）になつた者は合計で六十三名、この内、両番番士からの昇進は五十四名である⁽⁵⁶⁾。また、両番番士から両番組頭に昇進した事例のほとんどはその組の生え抜きであるが、それは組の管理・運営に携わる役職ゆえのことであろう。

表14、15は対象期間に番士から組頭に昇進した者の一覧である（表14が書院番組頭への昇進、表15が小性組組頭への昇進）。これらの事例は、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、惣番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者という三種に分類出来るが、この内、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者について検討してみよう。

表14 書院番組頭

No.	名前	組頭昇進までの履歴 ※家督相続日時を含む	年齢	番入から昇進までの期間(年)	家督相続から昇進までの期間(年)
1	戸田氏記(氏紀)	元禄6(1693)12/9 小性組番士(-) 同9(1696)4/22 桐間番番士(-) 同14(1701)7/21 近習番(-) 同年9/19 小性(-) 同15(1702)6/12 小普請(処罰)(-) 宝永1(1704)6/10 小性組番士(-) 同2(1705)10/晦 家督相続(-) 享保2(1717)2/21 書院番組頭(-) 同9(1724)11/15 西丸書院番組頭(-) 同13(1728)6/18 死去(-)	-	13	12
2	松野防義(防義、昉義、助久)	宝永6(1709)4/6 書院番番士(29) 享保2(1717)8/16 家督相続(37) 同3(1718)6/28 書院番組頭(38) 同9(1724)9/15 小普請組支配(46) 同14(1729)9/28 甲府勤番支配(51) 同19(1734)9/12 死去(54)	38	9	1
3	川勝隆明	元禄4(1691)12/2 書院番番士(30) 宝永3(1706)11/26 西丸書院番番士(45) 同5(1708)6/16 桐間番番士(47) 同6(1709)2/21 書院番番士(48) 正徳5(1715)12/11 家督相続(54) 享保4(1719)7/4 書院番組頭(58) 同10(1725)7/18 務を辞す(64) 同20(1735)5/16 致仕(74)	58	28	4
4	大岡忠恒(忠易)	元禄10(1697)7/11 家督相続(14) 宝永3(1706)4/5 書院番番士(23) 享保4(1719)11/11 書院番組頭(36) 同12(1727)閏1/15 新番頭(44) 同16(1731)8/15 小普請組支配(48) 寛延2(1749)5/28 西丸留守居(66) 宝暦9(1759)11/15 旗本奉行(76) 同11(1761)7/2 死去(78)	36	13	22
5	三枝守信	宝永2(1705)9/21 近習番番士(21) 同年12/11 小性(〃) 同6(1709)2/21 書院番番士(25) -/-/- 三枝家養子(〃) 正徳1(1711)4/22 家督相続(27) 享保6(1721)1/11 書院番組頭(37) 同11(1726)1/28 新番頭(42) 同14(1729)12/2 務を辞す(45) 同15(1730)8/29 死去(46)	37	16	10
6	秋元賀朝	宝永6(1709)4/6 書院番番士(28) 享保5(1720)12/7 家督相続(39) 同6(1721)2/28 書院番組頭(40) 同9(1724)11/15 西丸書院番組頭(43) 同16(1731)7/18 務を辞す(50) 元文4(1739)1/14 死去(58)	40	12	1
7	高城清胤(宗胤)	元禄7(1694)7/10 家督相続(30) 同10(1697)3/18 書院番番士(33) 宝永3(1706)11/26 西丸書院番番士(42) -/-/- 書院番番士(-) 享保7(1722)5/9 書院番組頭(58) 同12(1727)8/28 先手弓頭(63) 同19(1734)7/16 死去(70)	58	25	28

8	三宅長房	天和1 (1681) 7/12 家督相続 (11) 元禄2 (1689) 5/22 桐間番番士 (19) 同年11/13 小性組番士 (〃) 同3 (1690) 2/3 小普請 (処罰) (20) 同4 (1691) 4/24 書院番番士 (21) 享保8 (1723) 4/6 書院番組頭 (53) 同16 (1731) 5/15 先手弓頭 (61) 延享4 (1747) 8/29 死去 (77)	53	32	-
9	石尾氏茂	宝永5 (1708) 12/29 家督相続 (32) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (42) 同9 (1724) 10/9 書院番組頭 (48) 同17 (1732) 1/15 仙洞附 (56) 同年12/19 寄合 (〃) 同18 (1733) 8/7 先手弓頭 (57) 元文2 (1737) 7/8 務を辞す (61) 同年12/6 致仕 (〃) 延享1 (1744) 7/16 死去 (68)	48	6	16
10	戸田忠就	元禄15 (1702) 閏8/26 近習番 (29) 同年9/15 次番 (〃) 同年10/4 小性 (〃) 宝永2 (1705) 12/12 戸田家養子、務を辞す (32) 宝永5 (1708) 10/27 書院番番士 (35) 享保8 (1723) 4/2 家督相続 (50) 同9 (1724) 12/15 書院番組頭 (51) 同18 (1733) 10/28 先手鉄炮頭 (60) 元文3 (1738) 10/26 死去 (65)	51	16	1
11	内藤貞恒	元禄4 (1691) 12/- 書院番番士 (24) 同5 (1692) 7/28 桐間番番士 (25) 同6 (1693) 1/29 小普請 (処罰) (26) 同7 (1694) 閏5/9 書院番番士 (27) 宝永3 (1706) 11/26 西丸書院番番士 (39) 宝永5 (1708) 8/6 家督相続 (41) 同6 (1709) -/- 書院番番士 (42) 正徳5 (1715) 4/5 務を辞す (48) 享保4 (1719) 10/18 書院番番士 (52) 同10 (1725) 7/28 書院番組頭 (58) 同20 (1735) 6/11 先手鉄炮頭 (68) 延享1 (1744) 11/16 務を辞す (77) 宝暦2 (1752) 7/21 死去 (85)	58	6	-
12	能勢頼族 (頼庸)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 享保11 (1726) 12/19 家督相続 (36) 同12 (1727) 閏1/28 書院番組頭 (37) 同19 (1734) 10/8 小普請組支配 (44) 寛保1 (1741) 5/15 甲府勤番支配 (51) 延享4 (1747) 9/25 大目付 (57) 宝暦6 (1756) 2/23 死去 (66)	37	18	1
13	朽木長恒 (長綱)	天和1 (1681) 7/12 家督相続 (6) 元禄11 (1698) 3/19 書院番番士 (23) 宝永4 (1707) 2/- 務を辞す (32) 享保9 (1724) 10/9 書院番 (49) 同12 (1727) 5/28 書院番組頭 (52) 同19 (1734) 12/1 小普請組支配 (59) 元文3 (1738) 5/7 務を辞す (63) 寛延2 (1749) 12/18 死去 (74)	52	3	-
14	溝口填勝 (勝封)	宝永7 (1710) 4/26 家督相続 (30) 正徳5 (1715) 3/21 書院番番士 (35) 享保9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (44) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (45) 同13 (1728) 7/11 西丸書院番組頭 (48) 元文2 (1737) 9/18 先手鉄炮頭 (57) 延享1 (1744) 5/18 死去 (64)	48	13	18

15	久貝俊斎	宝永1 (1704) 6/27 家督相続 (24) 同3 (1706) 7/21 小性組番士 (26) 享保9 (1724) 11/15 二丸小性組番士 (44) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (45) 同14 (1729) 11/28 西丸書院番組頭 (49) 元文4 (1739) 7/1 西丸先手鉄炮頭 (59) 寛延2 (1749) 6/15 死去 (69)	49	23	25
16	長谷川正誠	正徳3 (1713) 9/27 家督相続 (18) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (29) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (30) 同15 (1730) 10/28 西丸書院番組頭 (35) 元文5 (1740) 2/28 小普請組支配 (45) 延享4 (1747) 10/15 甲府勤番支配 (52) 宝暦1 (1751) 8/23 西丸持弓頭 (56) 同3 (1753) 5/16 務を辞す (58) 同7 (1757) 12/12 致仕 (62) 明和1 (1764) 6/22 死去 (69)	35	6	17
17	美濃部茂存 (茂孝)	元禄9 (1696) 7/9 家督相続 (10) 宝永2 (1705) 3/29 書院番番士 (19) 享保15 (1730) 12/15 書院番組頭 (44) 元文1 (1736) 11/28 佐渡奉行 (50) 寛保1 (1741) 2/15 持筒頭 (55) 宝暦2 (1752) 1/11 西丸鎗奉行 (66) 同8 (1758) 11/晦 死去 (72)	44	25	34
18	栗原利規	元禄4 (1691) 12/5 家督相続 (15) 同8 (1695) 7/1 桐間番 (19) 同年同月11 近習番 (〃) 同年11/27 小納戸 (〃) 同13 (1700) 11/29 小普請 (処罰) (24) 宝永1 (1704) 6/11 書院番番士 (28) 享保16 (1731) 5/28 書院番組頭 (55) 元文3 (1738) 3/15 先手鉄炮頭 (62) 寛保3 (1743) 12/9 務を辞す (67) 延享1 (1744) 8/3 致仕 (68) 同4 (1747) 3/19 死去 (71)	55	27	-
19	奥津忠季	宝永1 (1704) 10/23 家督相続 (11) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (25) 同9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (31) -/ - 西丸書院番番士 (-) 同16 (1731) 8/15 西丸書院番組頭 (38) 寛保2 (1742) 10/15 西丸先手弓頭 (49) 宝暦2 (1752) 2/16 務を辞す (59) 同年12/14 致仕 (〃) 安永3 (1774) 2/22 死去 (81)	38	13	27
20	逸見義教 (信興)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 正徳4 (1714) 10/23 家督相続 (23) 享保17 (1732) 2/5 書院番組頭 (41) 元文1 (1736) 9/6 死去 (45)	41	23	18
21	田付景彪 (規矩、景派)	天和3 (1683) 7/晦 家督相続 (1) 宝永1 (1704) 6/11 書院番番士 (22) 同年11/晦 桐間番番士 (〃) 同5 (1708) 2/19 小納戸 (26) 同6 (1709) 2/21 書院番番士 (27) 正徳1 (1711) 11/19 務を辞す (29) 享保4 (1719) 10/18 書院番番士 (37) 同17 (1732) 4/1 書院番組頭 (50) 元文4 (1739) 10/28 佐渡奉行 (57) 寛保2 (1742) 3/28 長崎奉行 (60) 寛延1 (1748) 6/20 西丸留守居 (66) 宝暦4 (1754) 7/19 務を辞す (72) 同5 (1755) 3/14 死去 (73)	50	13	-

22	都筑政方	元禄11 (1698) 7/18 家督相続 (19) 同15 (1702) 5/10 大番番士 (23) 宝永1 (1704) 6/晦 桐間番 (25) 同5 (1708) 2/19 小納戸 (29) 同6 (1709) 2/21 書院番番士 (30) 享保18 (1733) 11/15 書院番組頭 (54) 元文4 (1739) 9/22 先手鉄炮頭 (60) 宝暦3 (1753) 5/25 務を辞す (74) 同4 (1754) 8/3 致仕 (75) 同6 (1756) 6/23 死去 (77)	54	31	35
23	杉浦貞隣	享保12 (1727) 5/21 書院番番士 (32) 同年9/4 家督相続 (〃) 同19 (1734) 11/10 書院番組頭 (39) 延享1 (1744) 9/28 先手鉄炮頭 (49) 宝暦7 (1757) 7/28 西丸持筒頭 (62) 同11 (1761) 8/3 持筒頭 (66) 明和3 (1766) 3/13 務を辞す (71) 同年8/16 致仕 (〃) 安永3 (1774) 6/27 死去 (79)	39	7	7
24	久世広氏 (忠知)	宝永6 (1709) 3/12 家督相続 (20) 正徳2 (1712) 3/26 書院番番士 (23) 享保19 (1734) 12/11 書院番組頭 (45) 元文5 (1740) 3/25 先手鉄炮頭 (51) 宝暦1 (1751) 9/15 持筒頭 (62) 同10 (1760) 1/11 鎗奉行 (71) 同11 (1761) 8/27 務を辞す (72) 同年9/6 死去 (〃)	45	22	25
25	松平幸親 (堯親)	正徳5 (1715) 12/11 家督相続 (30) 享保1 (1716) 3/12 書院番番士 (31) 同20 (1735) 6/28 書院番組頭 (50) 延享2 (1745) 1/11 先手弓頭 (60) 宝暦3 (1753) 12/22 務を辞す (68) 同4 (1754) 4/4 致仕 (69) 同6 (1756) 3/18 死去 (71)	50	19	20
26	曲淵勝延	元禄13 (1700) 12/9 家督相続 (16) 享保9 (1724) 10/9 書院番番士 (40) 元文1 (1736) 11/28 書院番組頭 (52) 寛延3 (1750) 7/11 先手弓頭 (66) 宝暦7 (1757) 12/2 死去 (73)	52	12	36
27	川口勝保	享保2 (1717) 6/27 家督相続 (22) 同4 (1719) 10/18 書院番番士 (24) 元文1 (1736) 11/28 書院番組頭 (41) 延享1 (1744) 4/5 務を辞す (49) 同3 (1746) 11/15 死去 (51)	41	17	19
28	諏訪頼均 (頼臣)	享保9 (1724) 7/26 書院番番士 (33) 同年11/15 二丸書院番番士 (〃) -/-/- 西丸書院番番士 (-) 元文2 (1737) 10/10 西丸書院番組頭 (46) 寛保2 (1742) 4/4 家督相続 (51) 延享1 (1744) 1/28 西丸新番頭 (53) 宝暦3 (1753) 4/7 小普請組支配 (62) 同4 (1754) 3/14 死去 (63)	46	13	- 5
29	猪飼正昌	宝永6 (1709) 10/23 家督相続 (-) 正徳3 (1713) 3/11 書院番番士 (-) 元文3 (1738) 4/9 書院番組頭 (-) 宝暦1 (1751) 2/28 西丸先手弓頭 (-) 同9 (1759) -/- 死去 (-)	-	25	29

30	山本正相	享保9 (1724) 7/26 小性組番士 (26) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (27) 同17 (1732) 11/26 家督相続 (34) 元文4 (1739) 7/19 西丸書院番組頭 (41) 宝暦3 (1753) 12/6 西丸目付 (55) 同8 (1758) 7/8 死去 (60)	41	15	7
31	大井昌全	-/-/- 家督相続時期不明 (-) 宝永4 (1707) 12/4 西丸焼火間番士 (-) 同6 (1709) 10/29 大番番士 (-) 正徳1 (1711) 7/18 桐間番番士 (-) 同3 (1713) 5/18 書院番番士 (-) 元文4 (1739) 10/1 書院番組頭 (-) 宝暦4 (1754) 3/15 先手弓頭 (-) 同6 (1756) 7/28 死去 (-)	-	32	-
32	設楽貞根	享保12 (1727) 12/23 家督相続 (30) 同14 (1729) 3/27 書院番番士 (32) 元文4 (1739) 11/15 書院番組頭 (42) 宝暦3 (1753) 11/1 新番頭 (56) 同8 (1758) 4/15 小普請組支配 (61) 明和8 (1771) 5/26 死去 (74)	42	10	12
33	安部 (安藤) 信歴	享保2 (1717) 10/9 家督相続 (20) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (27) 同年11/15 二丸小性組番士 (〃) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (28) 時期不明、この頃養子入 享保18 (1733) 5/4 家督相続 (36) 元文5 (1740) 3/5 西丸書院番組頭 (43) 延享4 (1747) 4/10 務を辞す (50) 同年同月21 死去 (〃)	43	16	7
34	戸田忠城	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 同年12/27 小納戸 (〃) 享保1 (1716) 5/16 書院番番士 (26) 同10 (1725) 11/2 家督相続 (35) 元文5 (1740) 3/15 書院番組頭 (50) 宝暦3 (1753) 3/14 務を辞す (63) 同5 (1755) 7/25 死去 (65)	50	31	15
35	松平定為	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (24) 享保5 (1720) 12/7 家督相続 (35) 同9 (1724) 11/15 二丸書院番番士 (39) -/-/- 西丸書院番番士 (-) 寛保2 (1742) 10/28 西丸書院番組頭 (57) 宝暦4 (1754) 12/28 西丸先手鉄炮頭 (68) 同11 (1761) 8/3 先手鉄炮頭 (76) 同12 (1762) 3/10 務を辞す (77) 同年同月12 死去 (-)	57	33	22
36	太田資弘	享保10 (1725) 6/2 家督相続 (27) 同13 (1728) 9/13 西丸書院番番士 (30) 延享1 (1744) 2/15 西丸書院番組頭 (46) 宝暦8 (1758) 4/23 死去 (60)	46	16	19
37	阿部正般 (正敏)	宝永2 (1705) 10/晦 家督相続 (18) 享保2 (1717) 3/18 書院番番士 (30) 延享1 (1744) 4/15 書院番組頭 (57) 同2 (1745) 8/17 務を辞す (58) 同4 (1747) 10/20 死去 (60)	57	27	39
38	菅沼正於	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (19) 享保14 (1729) 3/26 家督相続 (39) 延享1 (1744) 10/15 書院番組頭 (54) 寛延2 (1749) 1/28 死去 (59)	54	35	15

39	平岡資賢	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 享保9 (1724) 11/4 家督相統 (33) 延享2 (1745) 1/28 書院番組頭 (54) 寛延3 (1750) 10/7 死去 (59)	54	36	21
40	榊原長国 (長徳)	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (17) 享保12 (1727) 12/27 家督相統 (35) 延享2 (1745) 8/28 書院番組頭 (53) 宝暦7 (1757) 4/1 先手鉄炮頭 (65) 同9 (1759) 6/13 死去 (67)	53	36	18
41	近藤用穹	宝永6 (1709) 4/6 小性組番士 (17) 享保9 (1724) 11/15 二丸小性組番士 (32) 同10 (1725) 6/1 西丸書院番番士 (33) 寛保2 (1742) 3/5 家督相統 (50) 延享4 (1747) 5/15 西丸書院番組頭 (55) 宝暦3 (1753) 8/28 務を辞す (61) 明和1 (1764) 8/13 致仕 (72) 安永7 (1778) 4/24 死去 (86)	55	38	5
42	本多秋信 (摠信)	享保14 (1729) 3/11 家督相統 (-) 同20 (1735) 8/23 書院番番士 (-) 寛延2 (1749) 3/1 書院番組頭 (-) 宝暦1 (1751) 10/12 召預 (-)	-	14	20
43	瀬名貞栄	宝永2 (1705) 7/晦 家督相統 (15) 享保3 (1718) 3/16 書院番番士 (28) 寛延3 (1750) 7/20 書院番組頭 (60) 宝暦12 (1762) 12/15 西丸先手弓頭 (72) 明和3 (1766) 2/29 死去 (76)	60	32	45
44	大久保忠頭 (忠頭)	享保10 (1725) 9/2 家督相統 (17) 同16 (1731) 3/5 書院番番士 (23) 寛延3 (1750) 11/1 書院番組頭 (42) 宝暦11 (1761) 4/26 死去 (53)	42	19	25
45	服部貞陳	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 正徳3 (1713) 12/27 家督相統 (22) 宝暦1 (1751) 10/28 書院番組頭 (60) 同2 (1752) 12/11 小普請 (処罰) (61) 明和4 (1767) 8/4 致仕 (76) 安永2 (1773) 5/26 死去 (82)	60	42	38
46	村上正満	享保17 (1732) 12/27 家督相統 (30) 同19 (1734) 12/23 書院番番士 (32) 宝暦2 (1752) 3/28 書院番組頭 (50) 同3 (1753) 2/19 死去 (51)	50	18	20
47	梶正胤	享保12 (1727) 5/21 書院番番士 (30) 宝暦2 (1752) 8/4 家督相統 (55) 同年12/28 書院番組頭 (〃) 同11 (1761) 5/12 務を辞す (64) 明和3 (1766) 11/21 死去 (69)	55	25	0
48	天野康建	享保16 (1731) 5/11 家督相統 (20) 同19 (1734) 12/23 書院番番士 (23) 宝暦3 (1753) 3/1 書院番組頭 (42) 明和2 (1765) 1/11 西丸先手鉄炮頭 (54) 同7 (1770) 6/26 死去 (59)	42	19	22
49	遠山景信	宝永6 (1709) 4/6 書院番番士 (18) 享保15 (1730) 12/27 家督相統 (39) 宝暦3 (1753) 3/28 書院番組頭 (62) 同4 (1754) 5/16 務を辞す (63) 同8 (1758) 12/19 致仕 (67) 同11 (1761) 1/5 死去 (70)	62	44	23

50	伊勢貞輕 (貞恒)	享保8 (1723) 10/29 家督相統 (12) 同19 (1734) 11/29 西丸書院番番士 (23) 宝暦3 (1753) 9/15 西丸書院番組頭 (42) 明和3 (1766) 10/23 務を辞す (55) 同7 (1770) 4/22 致仕 (59) 寛政7 (1795) 5/18 死去 (84)	42	19	30
51	安藤定房 (定英)	享保19 (1734) 12/22 家督相統 (36) 同20 (1735) 8/23 書院番番士 (37) 宝暦3 (1753) 11/15 書院番組頭 (55) 同5 (1755) 2/4 小普請 (処罰) (57) 明和7 (1770) 12/6 致仕 (72) 安永5 (1776) 4/23 死去 (78)	55	18	19
52	石尾氏記	享保20 (1735) 9/19 西丸書院番番士 (27) 元文2 (1737) 12/6 家督相統 (29) 宝暦3 (1753) 12/15 西丸書院番組頭 (45) 明和5 (1768) 4/28 先手鉄炮頭 (60) 安永3 (1774) 5/15 新番頭 (66) 同6 (1777) 6/24 西丸留守居 (69) 同7 (1778) 9/7 死去 (70)	45	18	16
53	山田勝之 (重之)	享保9 (1724) 7/26 書院番番士 (32) 寛保2 (1742) 11/5 家督相統 (50) 宝暦4 (1754) 4/9 書院番組頭 (62) 同8 (1758) 4/28 日光奉行 (66) 明和1 (1764) 3/28 西丸留守居 (72) 同4 (1767) 12/26 旗奉行 (75) 安永6 (1777) 5/29 務を辞す (85) 同7 (1778) 6/2 死去 (86)	62	30	12
54	間宮信盛	正徳4 (1714) 8/23 家督相統 (20) 享保9 (1724) 10/9 書院番番士 (30) 宝暦4 (1754) 5/28 書院番組頭 (60) 同年12/5 死去 (〃)	60	30	40
55	長山直英 (直幡)	享保17 (1732) 7/5 家督相統 (21) 元文4 (1739) 6/7 書院番番士 (28) 宝暦4 (1754) 12/28 書院番組頭 (43) 明和2 (1765) 11/15 先手鉄炮頭 (54) 同6 (1769) 10/4 佐渡奉行 (58) 安永2 (1773) 12/5 小普請奉行 (62) 同5 (1776) 3/17 務を辞す (65) 同6 (1777) 4/14 致仕 (66) 天明4 (1784) 8/3 死去 (73)	43	15	22
56	能勢頼種	享保11 (1726) 6/3 家督相統 (24) 同13 (1728) 3/25 西丸書院番番士 (26) 宝暦5 (1755) 1/28 西丸書院番組頭 (53) 明和7 (1770) 閏6/8 西丸先手鉄炮頭 (68) 安永6 (1777) 11/1 死去 (75)	53	27	29
57	小出有陟	元文4 (1739) 11/27 家督相統 (31) 寛延2 (1749) 7/晦 書院番番士 (41) 宝暦5 (1755) 2/15 書院番組頭 (47) 同年7/10 死去 (〃)	47	6	16
58	平岡正敬	享保3 (1718) 12/28 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 書院番番士 (23) 宝暦5 (1755) 8/15 書院番組頭 (54) 明和7 (1770) 9/1 先手鉄炮頭 (69) 安永5 (1776) 8/21 務を辞す (75) 同年8/27 死去 (〃)	54	31	37
59	和田惟貞	正徳3 (1713) 8/9 家督相統 (13) 享保2 (1717) 3/18 書院番番士 (17) 宝暦7 (1757) 5/21 書院番組頭 (57) 同8 (1758) 7/19 死去 (58)	57	40	44

60	池田正胤（政胤）	享保20（1735）9/19 書院番番士（30） 元文3（1738）6/2 家督相続（33） 宝暦8（1758）5/15 書院番組頭（53） 同12（1762）5/24 務を辞す（57） 明和3（1766）2/4 死去（61）	53	23	20
61	逸見義次	元文1（1736）12/2 家督相続（22） 同2（1737）10/20 西丸書院番番士（23） 宝暦8（1758）5/15 西丸書院番組頭（44） 安永5（1776）8/12 先手鉄砲頭（62） 天明2（1782）11/26 務を辞す（68） 同3（1783）4/晦 死去（69）	44	21	22
62	諏訪盛泰（盛恭、盛約）	正徳5（1715）7/26 家督相続（10） 享保16（1731）3/5 書院番番士（26） 宝暦8（1758）7/28 書院番組頭（53） 安永3（1774）7/5 務を辞す（69） 天明1（1781）6/21 死去（76）	53	27	43
63	水野忠堯	享保8（1723）12/26 家督相続（19） 同9（1724）7/11 書院番番士（20） 宝暦11（1761）5/13 書院番組頭（57） 同年10/14 死去（〃）	57	37	38
64	鶴殿長矩	享保20（1735）8/5 家督相続（23） 元文2（1737）3/23 書院番番士（25） 宝暦11（1761）6/1 書院番組頭（49） 明和1（1764）8/16 死去（52）	49	24	26
65	仁賀保誠之	享保12（1727）12/16 家督相続（18） 同19（1734）12/23 書院番番士（25） 宝暦11（1761）10/15 書院番組頭（52） 明和5（1768）1/11 先手鉄砲頭（59） 安永6（1777）9/14 死去（68）	52	27	34
66	堀田一龍（一勝）	宝永2（1705）閏4/29 分家（6） 享保9（1724）10/9 書院番番士（25） 宝暦12（1762）12/28 書院番組頭（63） 明和4（1767）6/7 務を辞す（68） 安永3（1774）10/9 死去（75）	63	38	57

※『柳宮補任』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

※番入から昇進までの期間について、1の戸田氏記や処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で年数を計算した。

※家督相続から昇進までの期間について、8の三宅長房や11の内藤貞恒、13の朽木長恒など、家督を相続してから組頭に昇進するまでの職歴が途切れている者は分析の対象外とした。

表15 小性組組頭

No.	名前	組頭昇進までの履歴 ※家督相続日時を含む	年齢	番入から昇進までの期間(年)	家督相続から昇進までの期間(年)
1	本多忠英	宝永6(1709)4/6 小性組番士(42) 正徳5(1715)4/29 家督相続(48) 享保4(1719)11/11 小性組組頭(52)	52	10	4
2	水野忠欽	貞享3(1686)7/10 家督相続(8) 元禄11(1698)8/18 小性組番士(20) 享保5(1720)1/15 小性組組頭(42)	42	22	34
3	市岡正次	元禄4(1691)12/12 小性組番士(21) 同7(1694)2/22 桐間番番士(24) 同年3/18 近習番番士(〃) 同年5/6 小性(〃) 同年閏5/23 小性組番士(〃) 同15(1702)8/25 家督相続(32) 享保6(1721)1/11 小性組組頭(51)	51	30	19
4	小菅正親	元禄5(1692)12/12 家督相続(10) 同15(1702)5/10 書院番番士(20) 享保6(1721)8/9 小性組組頭(39)	39	19	29
5	進成睦	元禄12(1699)7/6 家督相続(26) 同年11/25 小性組番士(〃) 享保8(1723)4/6 小性組組頭(50)	50	24	24
6	永見為位	享保3(1718)10/19 家督相続(37) 同4(1719)10/18 小性組番士(38) 同8(1723)6/6 小性組組頭(42)	42	4	5
7	森川俊勝(重雅)	寛文11(1671)5/29 分家(9) 天和3(1683)閏5/7 桐間番番士(21) 同年8/25 小性組番士(〃) 元禄3(1690)9/1 桐間番番士(28) 同年同月18 小普請(処罰)(〃) 同5(1692)3/18 書院番(30) 同6(1693)9/- 寄合(31) 正徳3(1713)3/19 書院番番士(51) 享保8(1723)8/11 小性組組頭(61)	61	10	-
8	榊原職長	元禄12(1699)7/9 家督相続(14) 同14(1701)2/15 桐間番番士(16) 同年7/21 近習番番士(〃) 同年12/4 小普請(処罰)(〃) 宝永1(1704)6/11 小性組番士(19) 享保10(1725)1/11 小性組組頭(40)	40	21	-
9	大久保忠恒(忠寛、長救、忠民)	正徳1(1711)5/25 家督相続(23) 享保3(1718)3/16 小性組番士(30) 同10(1725)9/28 小性組組頭(37)	37	7	14
10	堀直方(直知)	宝永6(1709)4/6 小性組番士(21) 同年12/27 小納戸(〃) 享保1(1716)5/16 小性組番士(28) 同5(1720)5/23 家督相続(32) 同11(1726)7/25 小性組組頭(38)	38	17	6
11	菅沼定勝	元禄6(1693)12/9 小性組番士(18) 宝永1(1704)11/晦 桐間番番士(29) 同6(1709)2/21 小性組番士(34) 正徳4(1714)6/26 家督相続(39) 享保11(1726)9/11 小性組組頭(51)	51	33	12
12	長塩正徳	宝永6(1709)4/6 小性組番士(25) 享保8(1723)4/2 家督相続(39) 同12(1727)1/28 小性組組頭(43)	43	18	4

13	堀利庸	享保2 (1717) 8/16 家督相統 (19) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (21) 同12 (1727) 11/15 小性組組頭 (29)	29	8	10
14	松平近平 (昭武、近郷)	宝永5 (1708) 11/23 家督相統 (26) 享保3 (1718) 3/16 小性組番士 (36) 同13 (1728) 5/15 小性組組頭 (46)	46	10	20
15	神保忠正	宝永7 (1710) 10/22 家督相統 (14) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (23) 同15 (1730) 2/28 小性組組頭 (34)	34	11	20
16	安部信之 (信福)	宝永6 (1709) 4/6 小性組番士 (24) 享保9 (1724) 閏4/2 家督相統 (39) 同16 (1731) 8/28 小性組組頭 (46)	46	22	7
17	山田利延	宝永6 (1709) 5/16 家督相統 (9) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (19) 同19 (1734) 4/15 小性組組頭 (34)	34	15	25
18	山高信礼 (信知)	元禄15 (1702) 12/21 小性組番士 (23) 正徳3 (1713) 5/晦 家督相統 (34) 享保20 (1735) 2/15 小性組組頭 (56)	56	33	22
19	加藤正景	享保1 (1716) 8/19 家督相統 (23) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (26) 同20 (1735) 3/12 小性組組頭 (42)	42	16	19
20	山木正信	元禄12 (1699) 12/9 家督相統 (4) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (24) 同20 (1735) 10/1 小性組組頭 (40)	40	16	36
21	武田信温	享保9 (1724) 5/25 家督相統 (18) 同10 (1725) 10/9 小性組番士 (19) 同20 (1735) 10/1 小性組組頭 (29)	29	10	11
22	渥美友武	享保8 (1723) 5/2 家督相統 (28) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (29) 元文1 (1736) 9/28 小性組組頭 (41)	41	12	13
23	菅谷政鋪	享保10 (1725) 12/16 家督相統 (24) 同16 (1731) 3/5 小性組番士 (30) 元文1 (1736) 11/28 小性組組頭 (35)	35	5	11
24	戸田直之	享保1 (1716) 3/2 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (25) 元文2 (1737) 閏11/18 小性組組頭 (38)	38	13	21
25	大橋親義	享保7 (1722) 5/2 家督相統 (-) 同16 (1731) 3/5 小性組番士 (-) 元文2 (1737) 閏11/18 西丸小性組組頭 (-)	-	6	15
26	大津勝岑	宝永6 (1709) 4/6 桐間番番士 (18) 正徳3 (1713) 5/18 小性組番士 (22) 享保3 (1718) 8/9 家督相統 (27) 元文3 (1738) 2/28 小性組組頭 (47)	47	29	20
27	脇坂安繁	正徳4 (1714) 11/29 家督相統 (10) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (20) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (33) 同3 (1738) 2/28 西丸小性組組頭 (34)	34	14	24
28	織田信興 (信義)	享保13 (1728) 10/9 家督相統 (21) 同20 (1735) 4/9 小性組番士 (28) 元文3 (1738) 7/23 小性組組頭 (31)	31	3	10
29	田中勝方 (勝芳)	正徳2 (1712) 8/27 家督相統 (18) 享保4 (1719) 10/18 小性組番士 (25) 元文4 (1739) 2/3 小性組組頭 (45)	45	20	27
30	桜井政甫	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (17) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (27) 寛保1 (1741) 1/28 西丸小性組組頭 (31) 延享1 (1744) 11/20 家督相統 (34)	31	14	-3

31	山本雅摠 (久儔、正方)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (31) 同17 (1732) 12/27 家督相統 (33) 寛保2 (1742) 6/21 小性組組頭 (43)	43	12	10
32	牟礼菖貞 (葛貞)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (36) 元文2 (1737) 11/3 家督相統 (43) 同年閏11/22 西丸小性組番士 (ノ) 寛保2 (1742) 10/15 西丸小性組組頭 (48)	48	12	5
33	坂部明之	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (27) 元文3 (1738) 5/3 家督相統 (38) 寛保3 (1743) 5/1 小性組組頭 (43)	43	16	5
34	松平正輔 (正盛)	宝永5 (1708) 11/27 家督相統 (9) 享保9 (1724) 10/9 小性組番士 (25) 延享2 (1745) 9/1 吉宗附小性組組頭 (46)	46	21	37
35	赤井忠通 (忠道)	享保9 (1724) 7/26 小性組番士 (27) 同15 (1730) 8/5 家督相統 (33) 延享3 (1746) 5/1 小性組組頭 (49)	49	22	16
36	別所貢長	元禄11 (1698) 12/18 家督相統 (12) 宝永3 (1706) 7/21 小性組番士 (20) 延享3 (1746) 7/1 小性組組頭 (60)	60	40	48
37	松平勝周 (重熙)	享保13 (1728) 10/9 家督相統 (34) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (47) 寛延1 (1748) 5/1 西丸小性組組頭 (54)	54	7	20
38	有馬純意	享保11 (1726) 7/18 家督相統 (28) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (47) 寛延1 (1748) 10/1 小性組組頭 (50)	50	3	22
39	大久保康致	享保8 (1723) 4/2 家督相統 (17) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (18) 寛延2 (1749) 6/12 小性組組頭 (43)	43	25	26
40	宅間良豊	享保1 (1716) 11/29 家督相統 (20) 同4 (1719) 10/18 小性組番士 (23) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (41) 寛延3 (1750) 3/27 西丸小性組組頭 (54)	54	31	34
41	田付景林 (定派)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (22) 寛延3 (1750) 11/1 小性組組頭 (42) 宝暦5 (1755) 6/3 家督相統 (47)	42	20	- 5
42	坪内定央	寛保2 (1742) 10/3 家督相統 (32) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (35) 寛延3 (1750) 12/1 小性組組頭 (40)	40	5	8
43	稲葉正長 (正英)	寛保2 (1742) 9/3 家督相統 (37) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (40) 宝暦2 (1752) 2/28 小性組組頭 (47)	47	7	10
44	久世広慶	享保6 (1721) 10/11 家督相統 (18) 同9 (1724) 10/9 小性組番士 (21) 宝暦4 (1754) 6/28 小性組組頭 (51)	51	30	33
45	遠山康英 (安英)	享保12 (1727) 5/21 小性組番士 (22) 延享3 (1746) 10/2 家督相統 (41) 宝暦5 (1755) 3/1 小性組組頭 (50)	50	28	9
46	神尾 (神保) 長勝	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (14) 元文1 (1736) 12/29 家督相統 (20) 同2 (1737) 閏11/18 西丸小性組番士 (21) 宝暦5 (1755) 8/28 西丸小性組組頭 (39) ※年齢につき、『寛政譜』に若干の誤差アリ	39	25	19
47	天野富房	享保8 (1723) 9/2 家督相統 (20) 同9 (1724) 10/9 大番番士 (21) 同16 (1731) 6/29 小性組番士 (28) 宝暦6 (1756) 4/15 小性組組頭 (53)	53	32	33

48	松平近富	享保19 (1734) 4/2 家督相統 (34) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (45) 宝暦7 (1757) 11/1 小性組組頭 (57)	57	12	23
49	大久保忠厚 (忠行)	延享2 (1745) 9/18 家督相統 (25) 寛延2 (1749) 4/4 小性組番士 (29) 宝暦7 (1757) 12/24 小性組組頭 (37)	37	8	12
50	小長谷政芳 (友清)	享保15 (1730) 8/19 小性組番士 (20) 同16 (1731) 9/5 家督相統 (21) 元文2 (1737) 閏11/22 西丸小性組番士 (27) 宝暦8 (1758) 11/28 西丸小性組組頭 (48)	48	28	27
51	小出英通	元文1 (1736) 3/2 家督相統 (30) 延享2 (1745) 9/13 小性組番士 (39) 宝暦10 (1760) 5/6 小性組組頭 (54)	54	15	24
52	朝岡興戸	享保20 (1735) 9/19 小性組番士 (33) 宝暦1 (1751) 11/4 家督相統 (49) 同12 (1762) 2/4 小性組組頭 (60)	60	27	11
53	清水政意 (義永)	享保16 (1731) 5/11 家督相統 (11) 寛保1 (1741) 10/28 西丸小性組番士 (21) 宝暦11 (1761) 8/3 小性組番士 (41) 同12 (1762) 12/15 西丸小性組番士 (42) 同13 (1763) 8/15 西丸小性組組頭 (43)	43	22	32
54	織田信方	寛延1 (1748) 8/14 家督相統 (31) 同年9/21 小性組番士 (〃) 宝暦13 (1763) 9/15 小性組組頭 (46)	46	15	15

※『柳宮補任』、『寛政重修諸家譜』より作成した。

※7の森川俊勝や8の榊原職長など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で年数を計算した。

※7の森川俊勝、8の榊原職長は家督を相統してから組頭に昇進するまでに職歴が途切れているので分析の対象外とした。

惣領番入制度によって両番番士となり、その後書院番組頭に昇進した者は、杉浦貞隣(表14の23)、諏訪頼均(表14の28)、山本正相(表14の30)、梶正胤(表14の47)、石尾氏記(表14の52)、山田勝之(表14の53)、池田正胤(表14の60)、以上七人である。この内、杉浦貞隣は番入した年に家督を相統し、石尾氏記や池田正胤、山本正相も番入してから十年未満で家督を相統しており、家督相統を経て番入した後に書院番組頭に昇進した者との差異を見出すのは難しい。これに対して、梶正胤は二十五年、山田勝之は十八年の間、惣領として書院番番士を勤めた後に家督を相統している。梶正胤の場合は家督を相統した直後(五ヶ月後)に書院番組頭に昇進しており、相続前からの書院番番士の勤務年数が影響しているものと推察される。また、諏訪頼均は享保九年(一七二四)に番入して十三年後の元文二年(一七三七)に西丸書院番組頭に昇進しているが、それは家督を相統する五年前にあたる。両者とも、惣領番入制度を十分に活かした経歴といえるであろう。

惣領番入制度によって番入し、その後小性組組頭に昇進した者は、桜井政甫(表15の30)、山本雅摠(表15の31)、牟礼苜貞(表15の32)、坂部明之(表15の33)、赤井忠通(表15の35)、田付景林(表15の41)、遠山康英(表15の45)、神尾長勝(表15の46)、小長谷政芳(表15の50)、朝岡興戸(表15の52)、以上十名である。この内、山本雅摠、牟礼苜貞、赤井忠通、神尾長勝、小長谷政芳は番入後十年未満

で家督を相続しており、家督相続後に番入していたとしても大差は無からう。惣領番入制度による番入の時期と家督相続の時期との間に十年以上の差がある者は坂部明之、遠山康英、朝岡興戸である。特に朝岡興戸の場合、享保二十年（一七三五）に三十三歳で小性組番士となり、その十六年後に家督を相続（四十九歳）、さらに十一年後に小性組組頭に昇進するが（六十歳）、死亡するのはその翌年である（宝暦十三年、六十一歳⁵⁷）。惣領時代の小性組番士の勤務年数の加算が無ければ組頭に昇進出来なかつた可能性が高い。また、前段で取り上げた惣領の内に書院番組頭に昇進した諏訪頼均の様に、桜井政甫と田付景林はいずれも惣領の内に小性組組頭に昇進しており、家督相続まで番入していなかつた場合との差は大きいといえる。

この様に、惣領番入制度によって番入してから家督を相続するまでの期間が長い者ほど、同制度の恩恵は際だつ。惣領の内に昇進出来た諏訪頼均・桜井政甫・田付景林に至っては、惣領番入制度の活用を抜きにしてはあり得ない経歴となっているのである。

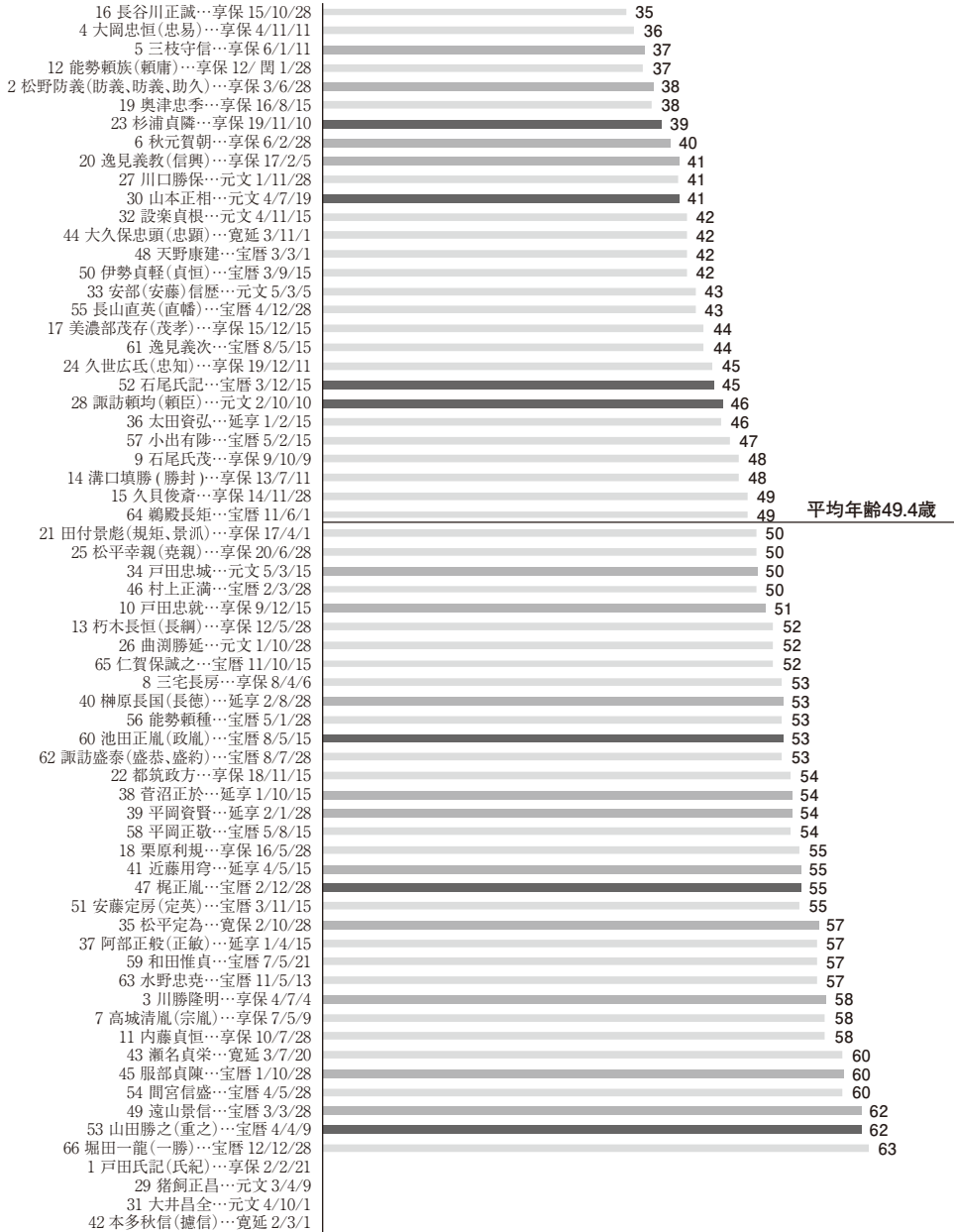
2 番士から組頭に昇進した者全体の検討

本節では両番番士から両番組頭に昇進した者全体の中で、惣領番入制度を通じて番入しその後両番組頭に昇進した者の位置づけを行う（対象期間は1と同じく享保〜宝暦年間）。

まず、両番番士から両番組頭に昇進した時点で、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、総番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、それぞれを比較する。図1は表14を元に作成した、両番番士から書院番組頭に昇進した際の年齢をまとめたものである。三十五歳で昇進した長谷川正誠から六十歳の堀田一龍まで、相当な開きがあるが、四十代から五十代の間に昇進した者が多いことが分かる（平均四十九・四歳）。また、図2は表15を元に作成した、両番番士から小性組組頭に昇進した際のそれぞれの年齢をまとめたものである。二十九歳で昇進した堀利庸・武田信温から六十一歳で昇進した森川俊勝まで、やはり相当の開きがあるが、三十代から五十代までの間に昇進した者がほとんどである。昇進時の平均年数は四十四・五歳であり、書院番組頭に比して若干若い。双方に共通する傾向としては、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者、総番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者、それぞれ昇進時の年齢にさほどの偏りが見られないということである。

次に、番入してから両番組頭に昇進するまでの期間を比較したい。図3は表14を元に作成した、番入から書院番組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。総番入制度により番入しその後書

図1 書院番組頭昇進時の年齢



※表14から作成した。

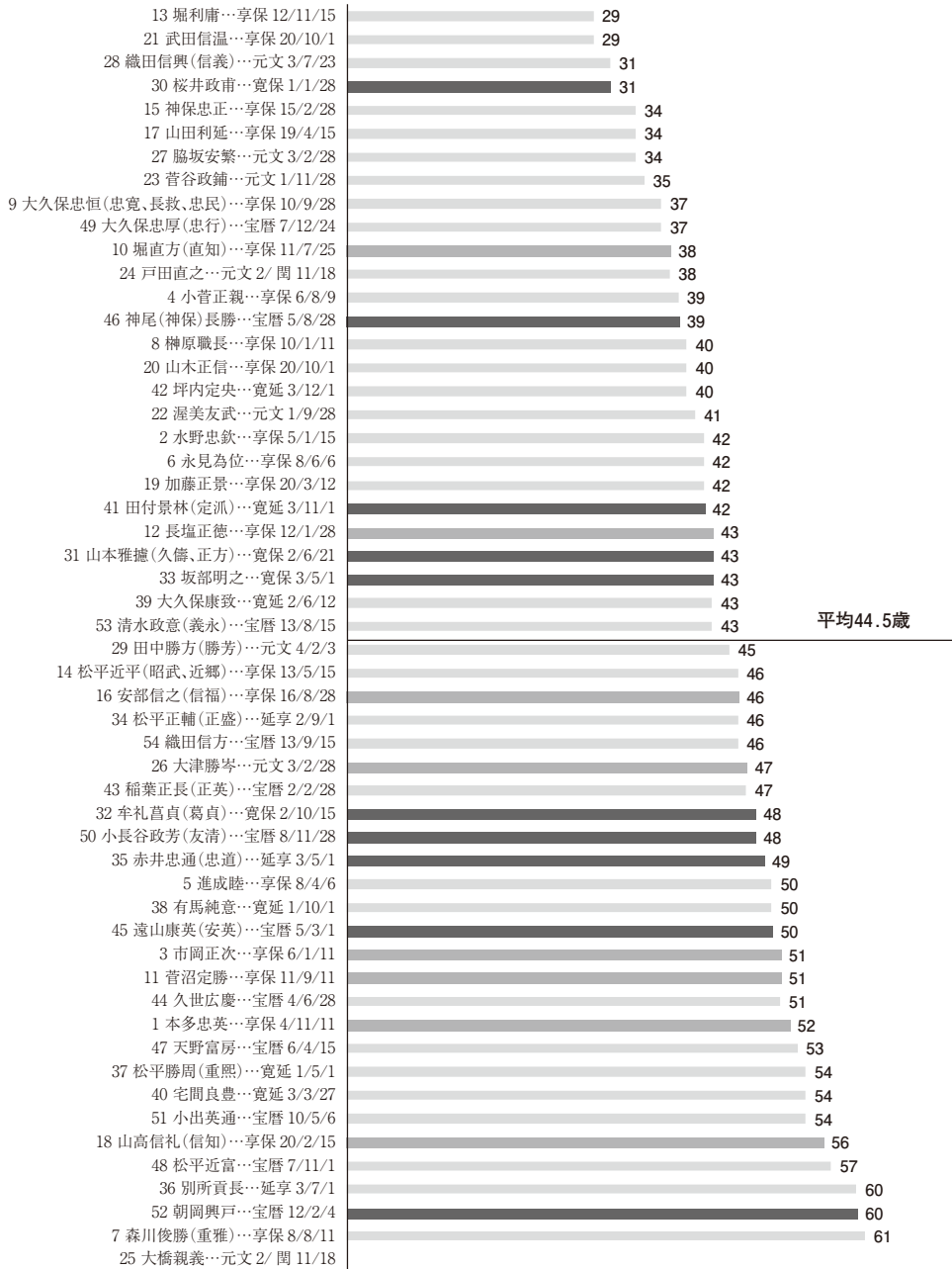
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。ただし、11の内藤貞恒は総番入ではあるものの組頭までに職歴が途切れているため、家督相続を経て番入をした者として扱っている。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※『寛政重修諸家譜』からは1の戸田氏記、29の猪飼正昌、31の大井昌全、42の本多秋信の年齢が不明であるため、平均年齢の割り出しから除外した。

図2 小性組組頭昇進時の年齢



※表15より作成した。

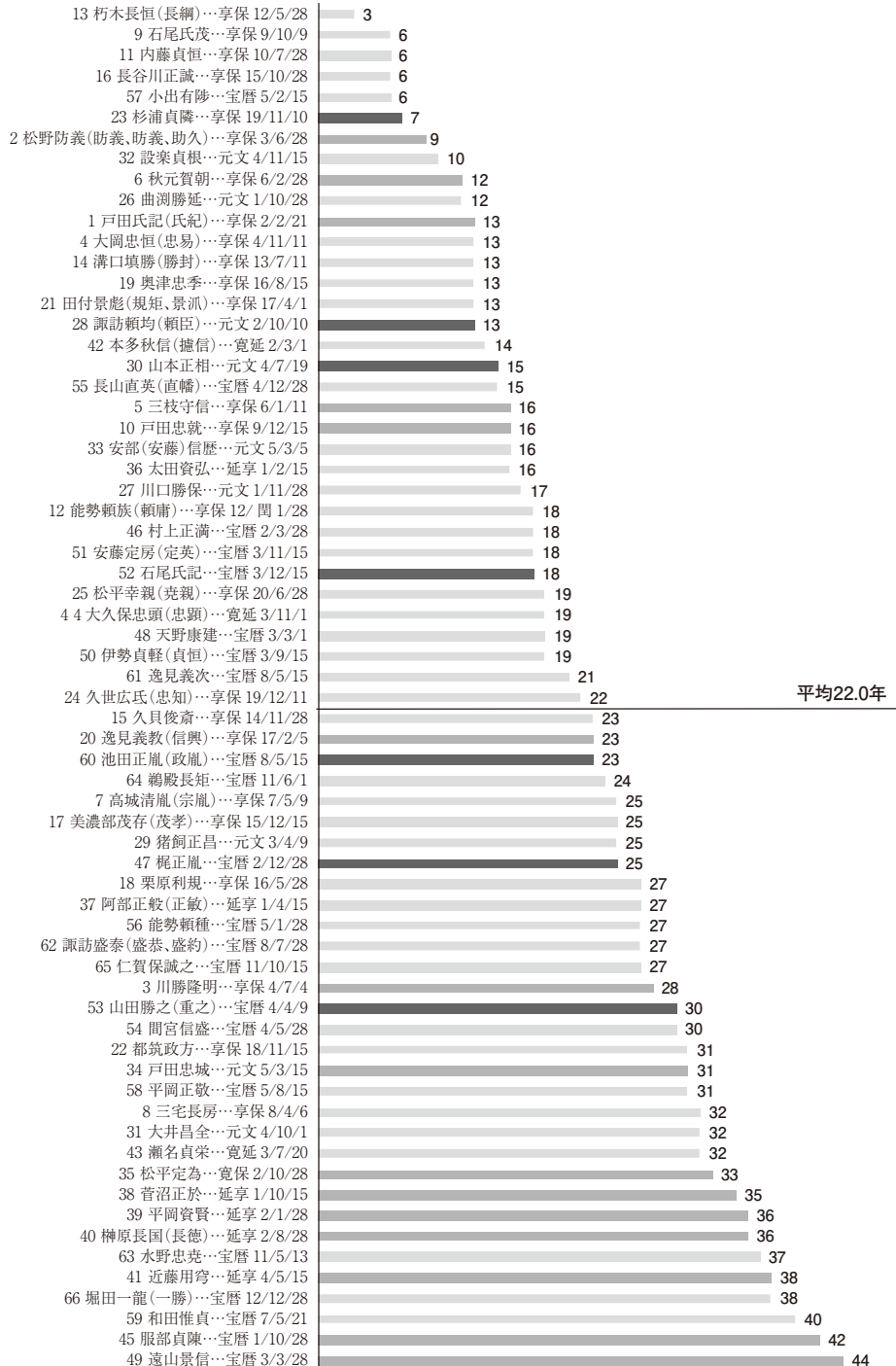
※ は家督相続を経て番入した者、 は総番入制度により番入した者、 は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※『寛政重修諸家譜』からは25の大橋親義の年齢が不明であるため、平均年齢の割り出しからは除外した。

図3 番入から書院番組頭昇進までの年数



※表14より作成した。

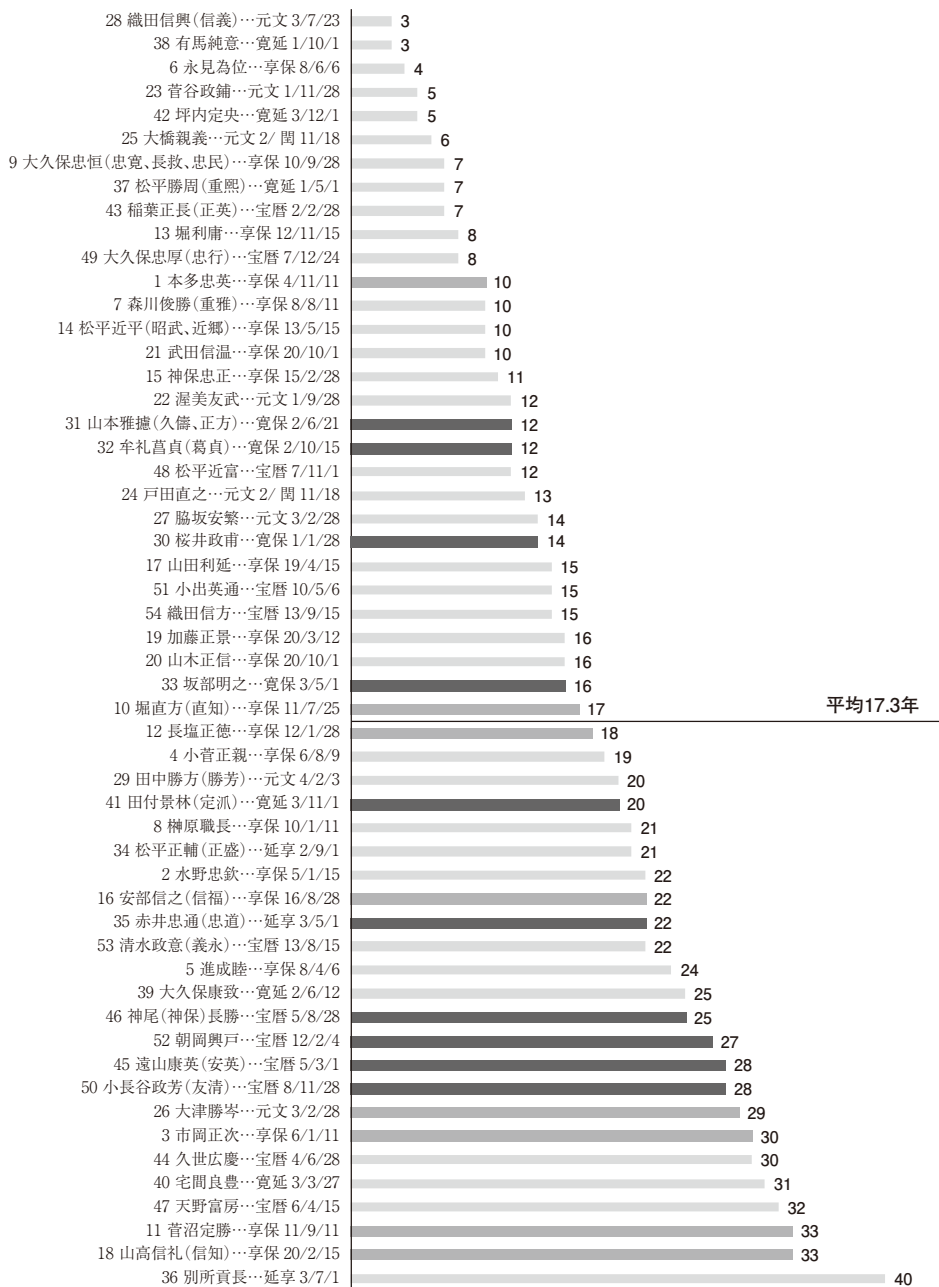
※ は家督相続を経て番入した者、 は総番入制度により番入した者、 は惣領番入制度により番入した者である。ただし、11の内藤貞恒は総番入ではあるものの組頭までに職歴が途切れているため、家督相続を経て番入をした者として扱っている。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※1の戸田氏記や10の戸田忠就など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で平均値を計算している。

図4 番入から小性組組頭昇進までの年数



※表15より作成した。

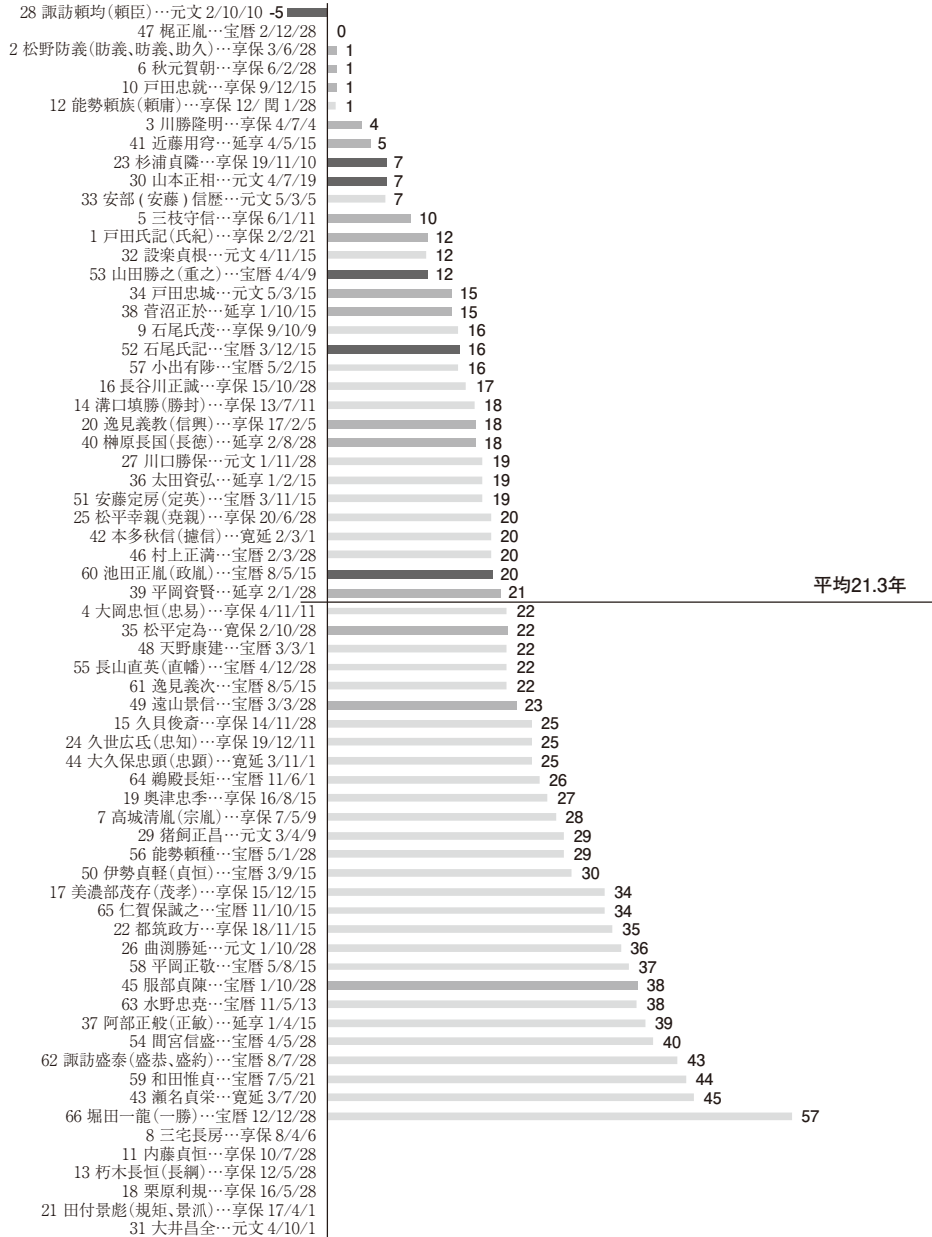
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※7の森川俊勝や8の榊原職長など、処罰などで職歴が途切れている者については組頭に繋がる職歴で平均値を計算している。

図5 家督相続から書院番組頭昇進までの年数



※表14から作成した。

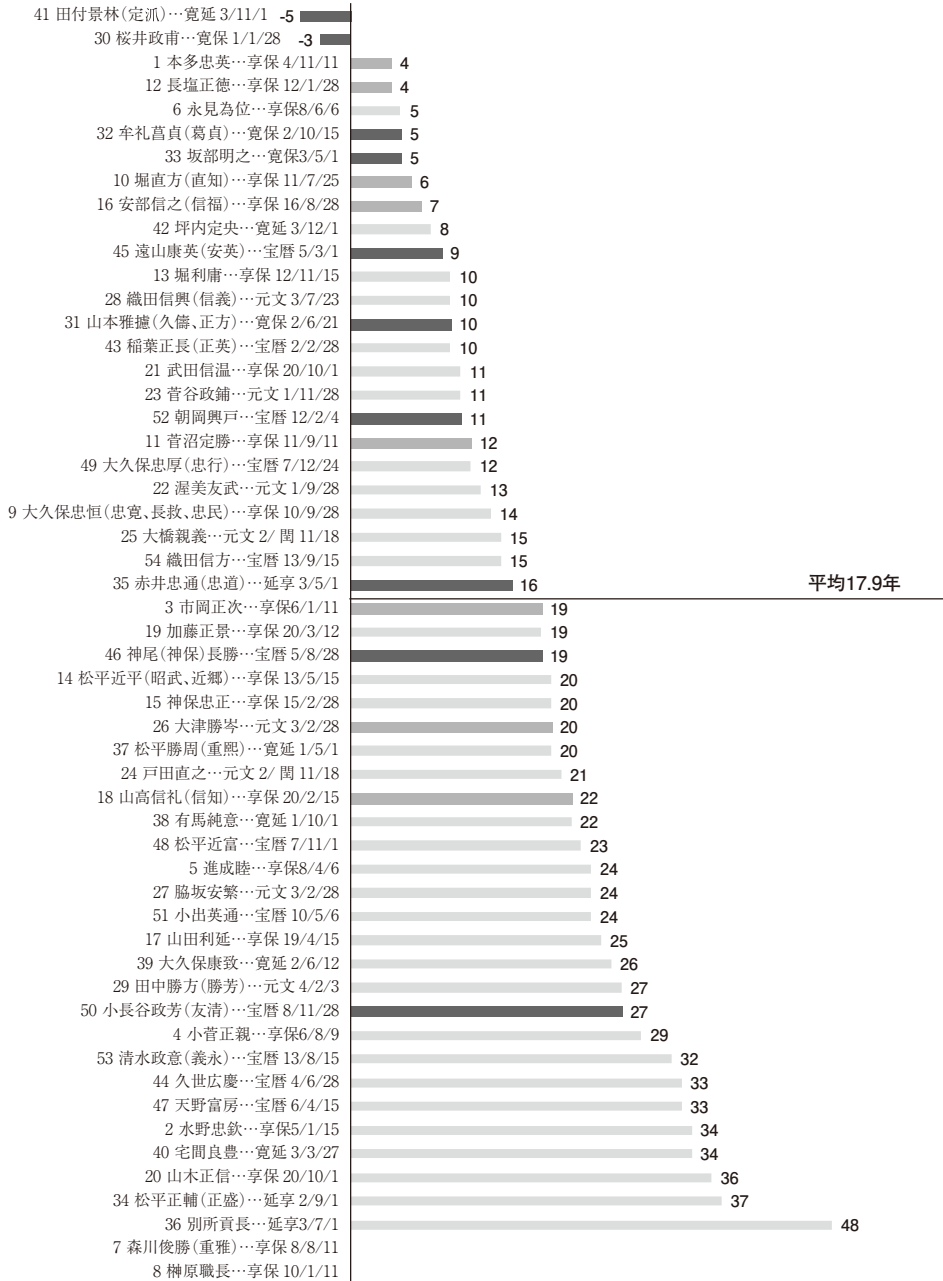
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表14の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

※8の三宅長房や11の内藤貞恒、13の朽木長恒など、家督を相続してから組頭に昇進するまでの職歴が途切れている者は平均値の計算から除いている。

図6 家督相続から小性組組頭昇進までの年数



※表15より作成した。

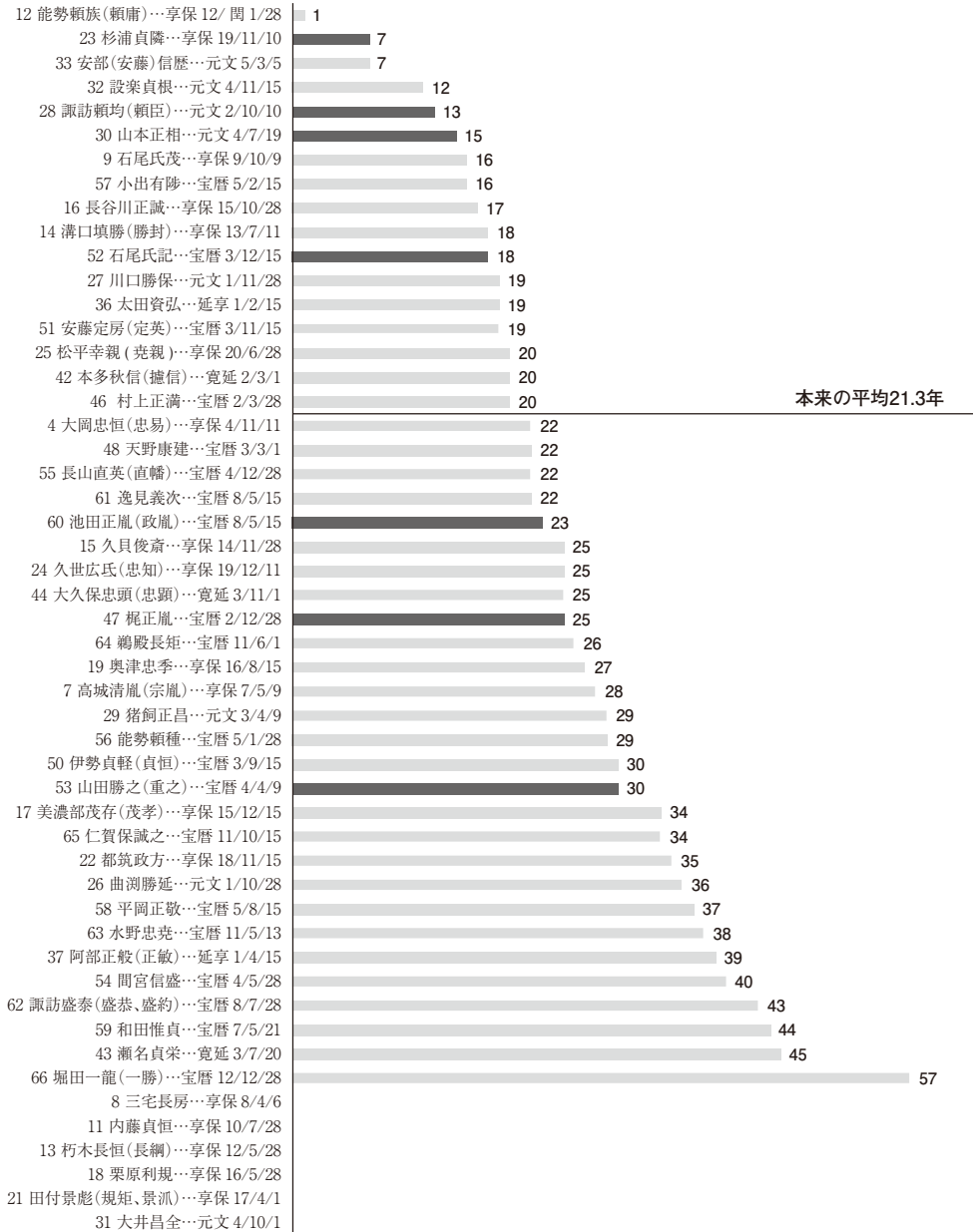
※は家督相続を経て番入した者、は総番入制度により番入した者、は惣領番入制度により番入した者である。

※氏名左にある番号は表15の番号に対応している。

※氏名右の年月日はそれぞれの組頭昇進年月日である。

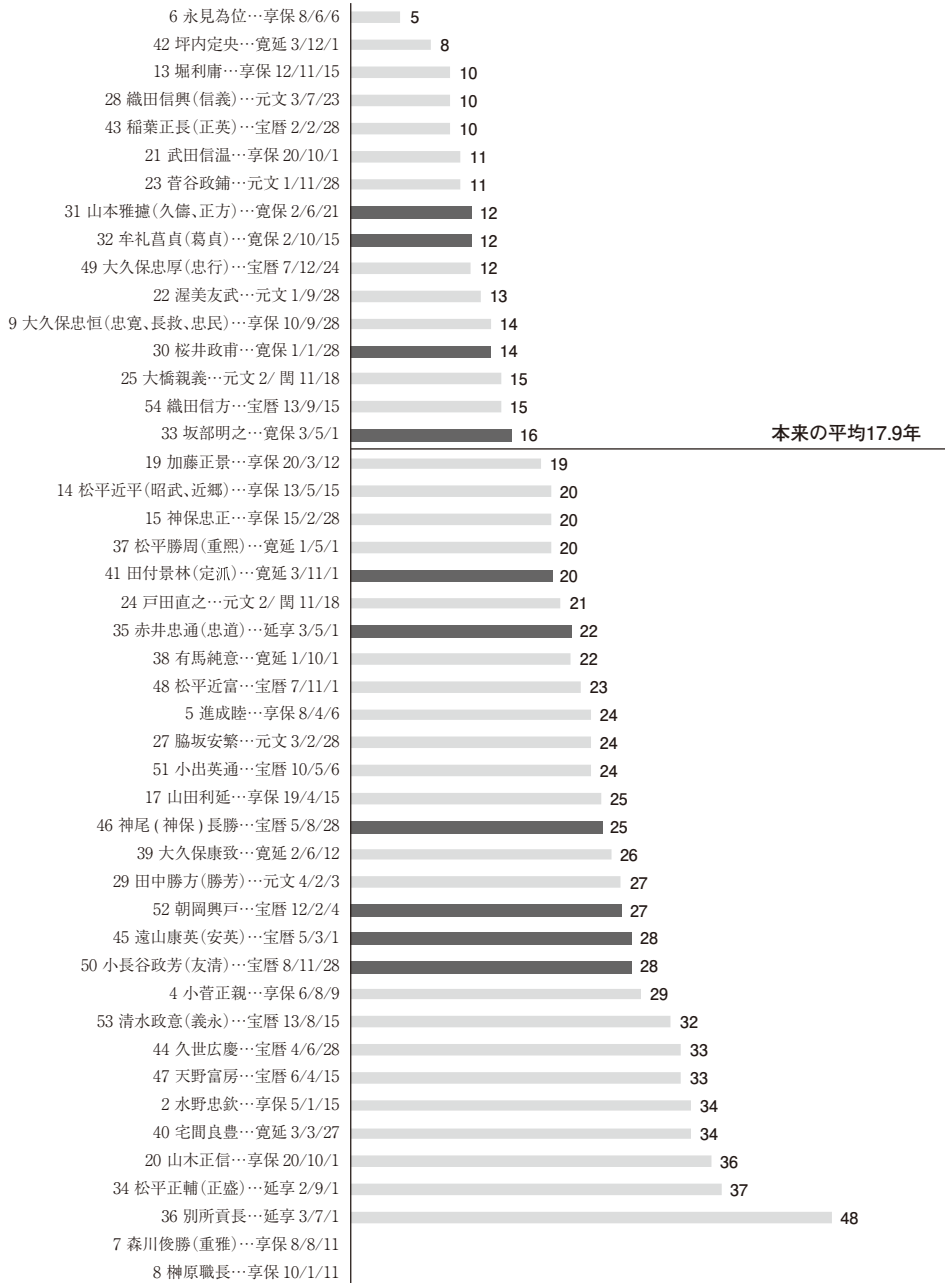
※7の森川俊勝、8の榊原職長は家督を相続してから組頭に昇進するまでに職歴が途切れているため、平均値の計算から除いている。

図7 家督相続から書院番組頭昇進までの年数（仮想）



※図5を元に作成した。

図8 家督相続から小性組組頭昇進までの年数（仮想）



※図6を元に作成した。

院番組頭に昇進した者が比較的長い勤務年数を要していることが分かるが、家督相続を経て番入しその後書院番組頭に昇進した者と、惣領番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者との間に目立った差は見られない。図4は表15を元に作成した、番入から小性組組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。家督相続を経て番入した者と、惣領番入制度によって番入した者を比較すると、前者が若干短期間で昇進する傾向が見られるが、ほとんど差は無いといつてよいであろう。

それでは、家督相続から両番組頭に昇進するまでの期間はどうかあるうか。図5は表14を元に作成した、家督相続から書院番組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。惣領番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者は、全員が平均年数を下回るという傾向が見られる。図6は表15を元に作成した、家督相続から小性組組頭昇進までに要した年数をまとめたものである。図5のように極端ではないものの、これも惣領番入制度によって番入しその後小性組組頭に昇進した者のほとんどが平均年数を下回っている。

惣領番入制度によって番入した者が、仮に選に漏れ続け、家督相続まで番入出来なかったとすると、この偏りはどうなるか。その様な仮説をまとめたのが図7、図8である。図7は図5より総番入制度によって番入しその後書院番組頭に昇進した者を除いた上で、惣領番入制度によって番入した者が家督相続と同時に番入し、図3に

示した年数（番入から昇進までの年数）をかけて書院番組頭に昇進したと仮想した場合どうなるかを示したものである。図8は図6に対して図7同様の処理を加えたものである。図5、6に見られた傾向が消えていることが分かる。

両番組頭昇進時の年齢という点、番入してから両番組頭昇進までの年数という点に於いて、家督相続を経て番入しその後両番組頭に昇進した者と、惣領番入制度によって番入しその後両番組頭に昇進した者との差異が殆ど見出せなかったことに対して、家督相続をしてから昇進するまでの年数を比較した場合、後者に明らかな優位が見られた。このことは、家督相続以前から勤務している以上、当然の結果であるとはいえようが、図7、8で仮想した通り、家督相続まで番入しないままで（出来ないままで）いた場合の結果と比べて格段の差があるのである。

小括

1・2の分析から次のことが明らかになった。惣領番入制度により家督を相続する前から番入することで自ずから勤務年数は長くなり、それは昇進に有利に働いた。本来であれば、旗本は家督を相続した上で番入し、相応の勤務年数を経た上でなければ昇進は出来ない。即ち、惣領番入制度が無ければ昇進出来なかったであろう者が制度の恩恵によって昇進しているのである。こうした結論は、部屋

住のままで番入出来るという点で惣領番入制度と共通する総番入制度にも適用できるが、武芸吟味という選抜を伴うか否かという点で、両者には違いがある。惣領番入制度発足後の番士の惣領にとつては、昇進にまで影響する恩恵の獲得競争が生まれたということになる。

まとめ

以上、番人と昇進というふたつの観点から、惣領番入制度によって五番方番士の惣領が獲得した恩恵を明らかにした。

第一に収入の増加という恩恵である。惣領の内に番入すれば役料が支給され、当主の家禄に上乘せされることになる。この期間は家収入が増加する期間ということになるが、二十年以上もそれが継続される事例もあることを鑑みれば、家督を相続するまで番入出来なかつた場合と比べて収入の面で格段の差があつた。

第二に経歴上の恩恵、即ち、家督相続が遅れた場合であつても部屋住のままで番入出来るという恩恵である。二十代から三十代で家を継ぎ、その後数年で番入をする。番士の惣領全てがその様な人生であつたならば惣領番入制度はそれほどの恩恵にはならない。しかしIIで論じた通り、必ずしもその様な人生になるとは限らないのである。部屋住のまま年月を過ごし、家督相続をした段階で既に高齢になつている。家督相続さえすれば数年で番入出来ることが殆どと

はいえ、それは避けるべき話であろう。惣領番入制度による番入はその様な事態を回避するための有効な手段なのである。

第三に、昇進への影響である。惣領番入制度は、昇進のための免許の様なものを惣領に与える訳ではない。家督相続前に得た勤務年数を家督相続後の勤務年数に上乘せし、昇進に影響を及ぼすのである。甚しきは家督相続前に昇進が叶うという事例であるが、これも家督相続後に積むべき勤務年数を家督相続前に積んだ結果ということになる。

いずれも、番士の惣領にとっては大きな恩恵である。

Iの末尾にて、筆者は惣領番入制度の「恩恵はどれほどの意味を持つていたのか」と書いた。その疑問に対する答えは本論で論じた通りである。惣領番入制度の恩恵とは旗本家及び旗本惣領の一生を左右するものであつたのである。

注

(1) 五番方の定義については横山則孝『近世中期大番筋旗本覚書』八千代出版株式会社、二〇一一年、二一―三五頁。

(2) 厳密には書院番・小性組・大番・小十人組の番士として召し出され、新番番士としては召し出されていない。II―3参照。

(3) 橋本昭彦『江戸幕府試験制度史の研究』風間書房、一九九三年、一一八―一二三頁。

- (4) 拙著「惣領番入制度、その成立と意義―吉宗期の武芸奨励と関連して―」『日本研究』第四十五集所収、二〇一二年。
- (5) 同右、一〇九―一一〇頁。
- (6) 進士慶幹『江戸時代の武家の生活』至文堂、一九六六年、九五頁及び前掲(3)一一九―一二〇頁。
- (7) 前掲(1)四六一―五一頁、一九五―一九九頁。
- (8) 南和男『「仕官格義弁」解題』『内閣文庫所蔵史籍叢刊(五)』汲古書院、一九八四年、三―五頁。
- (9) 同右、七六八―七七〇頁、なお、読点などは筆者による(以下同じ)。
- (10) 深井雅海『徳川將軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年、一六七頁、一九二頁。
- (11) 『徳川実紀』六卷(常憲院殿御実紀)吉川弘文館、二二六―二二七頁、一八三頁、『徳川実紀』七卷(文昭院殿御実紀)吉川弘文館、二二―二二頁。
- (12) 『柳營日次記(三十四)』(マイクロフィルム)雄松堂出版。
- (13) 同右。
- (14) 前掲(3)一二三頁でも同様の分析がなされている。
- (15) 同右、一二五―一四八頁。
- (16) 前掲(12)。
- (17) 前掲(8)七六八頁。
- (18) 『柳營日次記(三十五)』(マイクロフィルム)雄松堂出版。
- (19) 前掲(12)。
- (20) 前掲(4)五八―七五頁。
- (21) 同右。
- (22) 『内閣文庫影印叢刊 自家年譜(森山孝盛日記) 上』国立公文書館内閣文庫、一九九四年、三―四頁、及び前掲(4)五七―五八頁。
- (23) 前掲(4)七四―七八頁。
- (24) 『国史大事典』「しよんばんぐみ 書院番組」の項。
- (25) 『御番士代々記』(『御書院番一番号前目録』国立公文書館所蔵、請求番号一五二一〇二二)。
- (26) 戸田忠則(表9の14)は番入時点で当主の忠城が番士ではなくなっている。番士の惣領を対象としている関係上、分析の対象から外した。
- (27) 『寛政重修諸家譜』十六卷一四九頁。
- (28) 前掲(24)「こしょうぐみ 小性組」の項。
- (29) 前掲(26)と同じく、山本正篤(表10の21)、田付景利(表10の41)は番入時点で当主が番士ではなくなっているので分析対象から外した。
- (30) 前掲(27)七卷三五四頁。
- (31) 同右、十四卷四二二頁。
- (32) 同右、十一卷一三三頁。
- (33) 前掲(24)「しんばん 新番」の項。
- (34) 藤井讓治『江戸時代の官僚制』青木書店、一九九九年、一五三頁。
- (35) 前掲(1)四二―四四頁。
- (36) 前掲(27)二十卷一八〇頁。
- (37) 同右、七卷三〇四頁。
- (38) 同右、十八卷二〇八頁。
- (39) 同右、七卷三〇一頁。

- (40) 前掲(1) 一五―二〇頁。
- (41) 前掲(27) 十四卷三二頁。
- (42) 前掲(24) 「おおばんぐみ 大番組」の項。
- (43) 前掲(26) と同じく、永井氏恵(表12の29) は番入時点で当主が番士ではなくっているので分析対象から外した。
- (44) 前掲(27) 十卷一四六頁。
- (45) 『改訂史籍集覧』第十一冊五〇頁。
- (46) 前掲(24) 「こじゅうにんぐみ 小十人組」の項。
- (47) 前掲(26) と同じく、伊奈忠誼(表13の3)、近藤義伝(表13の14)、石川武貞(表13の16) は番入時点で当主が番士ではなくっているので分析対象から外した。
- (48) 前掲(27) 二十二卷三〇二頁。
- (49) 同右、十八卷三〇二頁。
- (50) 前掲(4) 八四―八五頁。
- (51) 同右、八五―一〇八頁。
- (52) 前掲(34) 一六一―一六七頁。
- (53) 武井大侑「江戸幕府における番方の機構と昇進」『國史學』二〇三号所収、二〇一一年、一三一―一三八頁。
- (54) 前掲(45) 三〇頁。
- (55) 『大日本近世史料 柳宮補任二』二六〇―二八一頁。
- (56) 同右、三三四―三五二頁。
- (57) 前掲(27) 十二卷六二頁。